

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 5 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和 2 年 5 月 28 日
広 域 防 災 局

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る広域的な医療連携について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る企業からの物資の提供について
- ・ 「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」について
- ・ 感染拡大防止に向けた店舗等用ポスターテンプレートの提供について
- ・ その他

[資 料]

- 別添 1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況
 - 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
 - 別添 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る広域的な医療連携
 - 別添 4 新型コロナウイルス感染症に係る企業からの物資の提供
 - 別添 5 全国知事会緊急提言等
 - 別添 6 「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」(案)
 - 別添 7 感染拡大防止に向けた店舗等用ポスターテンプレートの提供
- 参考 1 「関西・外出しない宣言」周知結果

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況

令和 2 年 5 月 28 日
広 域 防 災 局

○関西広域連合の対応

- 3 月 15 日(日) 第 1 回 関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3 月 19 日(木) 国に対し「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」を提出
(関係機関が連携した健康観察体制の構築など)
- 3 月 26 日(木) 第 2 回 関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
「帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い」を発出し、実効性ある自宅等
待機の協力依頼
- 3 月 27 日(金) 国に対し「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」を提出
- 4 月 1 日(水) 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い」
を発出し、外出自粛要請と合わせ再度実効性ある自宅等待機の協力依頼
- 4 月 7 日(火) 大阪府、兵庫県をはじめ 7 都府県を対象に緊急事態宣言が発令
- 4 月 8 日(水) 第 3 回 関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
「関西・外出しない宣言」及び「新型コロナウイルス制圧に向けた申し合せ」を
採択し、外出や往来の自粛等への協力を関西府県民へ依頼
- 4 月 15 日(水) 「「関西・外出しない宣言」を踏まえたお願い」を発出し、大阪、兵庫における
休業要請による同種の施設利用を目的とした、他府県への移動自粛の要請
- 4 月 16 日(木) 緊急事態宣言の対象地域を 7 都府県以外の全道府県に拡大
- 4 月 23 日(木) 第 4 回 関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
「関西・GWも外出しない宣言」を採択し、外出や往来の自粛等への協力を関
西府県民へ依頼
- 4 月 24 日(金) 国に対し「新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案」を提出
- 4 月 27 日(月) 関西経済連合会等へ医療物資・資機材の増産及び流通の拡大を依頼
- 5 月 18 日(月) 関西経済連合会が行った政府への「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に
対する提言」について、松本会長から連合長へご説明
- 5 月 21 日(木) 関西全圏域において緊急事態宣言が解除
- 5 月 25 日(月) 全都道府県において緊急事態宣言が解除

○構成団体で実施している対応・対策

(5 月 26 日時点)

区 分		府 県									政令市 ^{*1}				計	
		滋 賀 県	京 都 府	大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県	和 歌 山 県	鳥 取 県	徳 島 県	計	京 都 市	大 阪 市	堺 市	神 戸 市		
医療 対策	検査 体制	検査機関数(機関)	1	7	8	8	5	2	2	1	34	(1)	府市 合同	(1)	(1)	
		検査可能検体数(件/日)	95	300	1430	404	186	128	196	96	2835	(80) ^{*2}	府市 合同	(40)	(72)	
	診療 体制	帰国者・接触者相談センター設置数(箇所)	2	9	18	18	6	9	3	6	71	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
		帰国者・接触者外来設置箇所数(見込含(箇所))	16	39	70	59	13	27	17	16	257	(14)	(12)	調整中	(8)	
		入院可能病院数(機関)	13	26	70	37	8	20	16	11	201	調整中	調整中	調整中	(13)	
		うち感染症指定医療機関(機関)	7	7	6	9	5	7	4	4	49	(2)	(1)	(1)	(1)	(5)
		受入可能病床数 ^{*3} (床)	259	264	1151	515	318	124	322	172	3125	調整中	調整中	調整中	(120)	
		うち感染症病床数 ^{*4} (床)	34	38	78	54	24	32	12	20	292	(10)	(33)	(7)	(10)	(60)
		宿泊療養施設数(箇所)	1	2	3	4	1	調整中	8	1		※5	※6	※6	(2)	
受入可能数(室)	62	338	1504	700	108	調整中	約700	208		※5	※6	※6	(300)			

区 分		府 県									政令市 ^{※1}					
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	京都市	大阪市	堺市	神戸市	計	
その他	入院調整や情報の共有・一元管理などを行うセンター等の設置	○	○	○	○			○	○	/					/	
	医療機関向け受診・検査相談センターの設置		○	○				○	○	/					/	
産業対策	事業者への休業要請		○	○	○	○	○			/					/	
	企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○			○	/	
社会対策	庁舎、保健所等への専用相談窓口の設置(箇所)	2	9	3	6	6	10	4	7	47	(1)	※7(1)	(1)	(1)	(4)	
	24時間対応コールセンター(箇所)	2	2	3	2	1	1	3	1	15	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)	
	主催イベント等の自粛	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	/	
	集会・イベント等の自粛(屋内人数)	○	○	○	100	100			※8100	50	/	100		○	/	
	不要不急の外出の自粛	始期	4/16	3/30	4/7	3/27	4/23	4/8	4/16	4/17	/	4/2	4/7	4/7	4/8	/
		終期	※95/31	5/31	5/29	5/31	5/6	5/15	5/15	5/31	/	5/31	5/31	5/29	5/31	/
	府県外への往来自粛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○		○	○	/
夜間営業飲食店の利用自粛	○			○		○	○	○	○	/		○	○	○	/	
教育対策	小中高の休校対応(春期休校明け)	始期	4/13	4/13	4/8	4/9	※104/13	4/7	4/27	4/11	/	4/10	4/8	4/8	4/8	/
		終期	5/31	5/31	5/31	5/31	5/31	5/31	5/6	5/20	/	5/31	5/31	5/31	5/31	/
	特別支援学校の対応(休校○)	○	○	○	○	○	○				/	○		○	○	/
	幼稚園の対応(休園○)	一部休業	一部休業	休業要請	休業要請		一部休業				/	○	○	○	○	/
	小中高への休校(要請○)	○	○	○	○		○				/					/
		幼稚園の対応(休園要請○)	○	○	○	○		○			/					/
	保育園の対応(休園要請○)										/		○ ^{※11}			/
	(公立)社会教育施設(美術館等)の対応(閉館○)	○	○	一部閉館	○	順次再開	一部閉館				/	一部再開	○	一部閉館	一部再開	/
社会教育施設での府県市主催事業自粛	始期	4/10	3/30	2/20	3/3	※82/21	4/7	2/21	2/27	/	2/28	2/20	2/20	2/26	/	
	終期	※95/31	5/31	5/29	5/31	5/31	5/31	※125/15	5/31	/	5/17	5/31	5/29	5/31	/	

※1 政令市：政令市の数値は府県に含む。 ※2 京都市：京都府京都市合計の件数。

※3 簡易陰圧装置の設置等による専用の入院病床数(見込)を含む。 ※4 結核病床除く。

※5 京都市：京都府の対応に含まれる

※6 大阪市・堺市：大阪府の対応に含まれる。

※7 大阪市：新型コロナウイルスにかかる一般相談について、24区の保健福祉センターでも対応している。

※8 奈良県・鳥取県：一律の中止等を行わず、イベント等の態様と参加者の特性等により、個別に判断。

※9 滋賀県：これまでにクラスターが発生しているような場などへの外出自粛や、規模に応じたイベント自粛を実施(滋賀プラン：警戒ステージ)。

※10 奈良県：県立学校(特別支援学校含む)に対し4/13~4/24の期間は在宅教育を実施。

※11 大阪市：職員等に感染者発症が発生した場合に状況に応じて個別に依頼。

※12 鳥取県：一部施設については、5月7日から段階的に事業を実施。

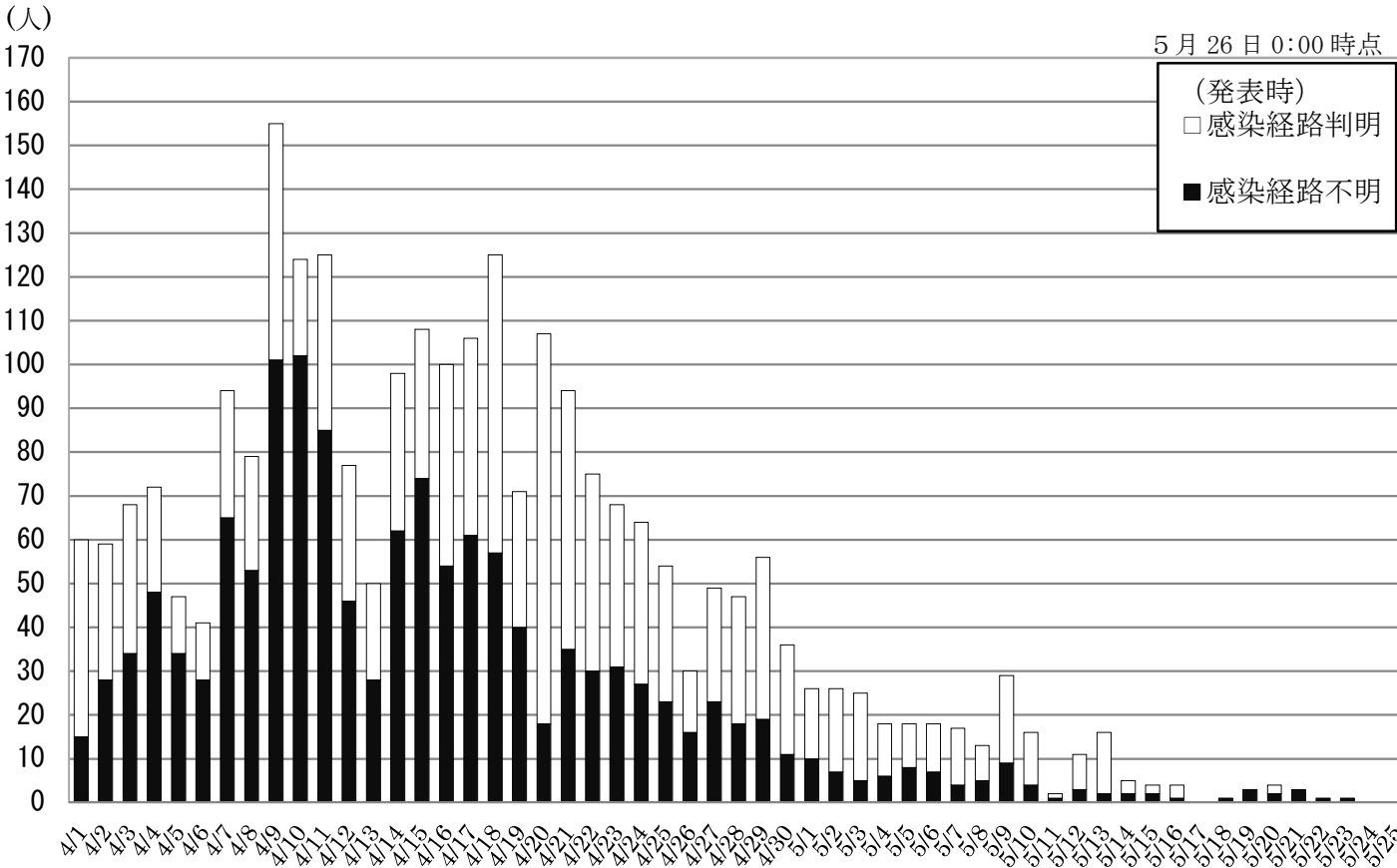
関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 感染者の現状及び感染経路

5月26日 0:00 時点

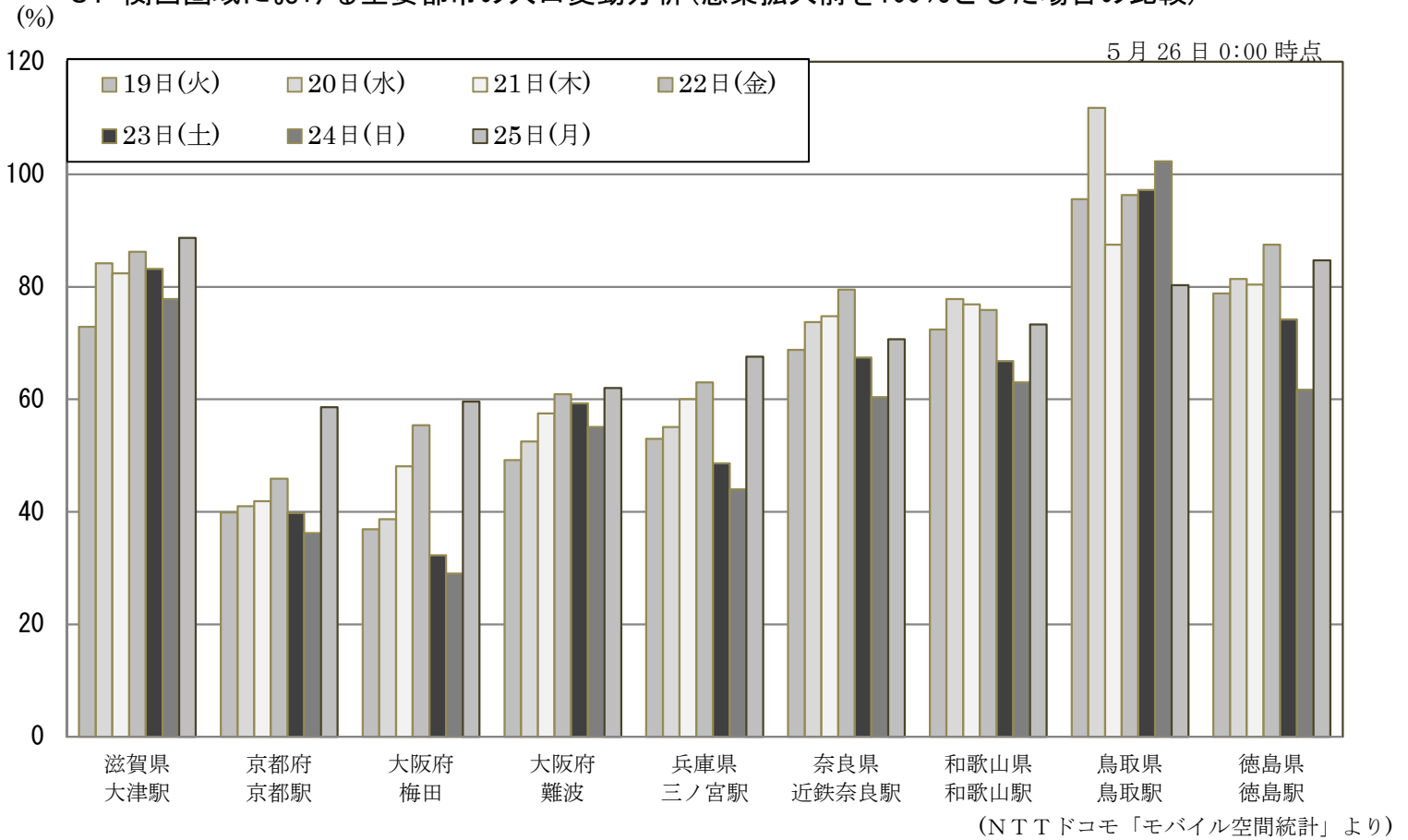
区分	府 県								計	%	
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県			
感染患者数	100	358	1,781	699	91	63	3	5	3,100	100	
現状	入院	重症	1	2	25	10				38	1.2
		中等症・軽症・無症状	10	23	198	34	7	6		278	9.0
	退院	88	318	1,480	615	82	54	3	4	2,644	85.3
	死亡	1	15	78	40	2	3		1	140	4.5
感染経路 (推定)	ライブハウス		4	71	11	4	1			91	2.9
	医療施設		36	284	100		11			431	13.9
	幼児教育施設				8					8	0.3
	高齢者施設		19		59					78	2.5
	クルーズ船					2	1		1	4	0.1
	大学懇親会	1	23	8			1		2	35	1.1
	海外渡航者	4	12	22	26	7				71	2.3
	濃厚接触者等	65	152	508	332	35	31	1	2	1,126	36.3
	感染経路不明(調査中含む)	30	112	888	163	43	18	2		1,256	40.6

2. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規患者数の推移



(構成府県の公表資料より集計)

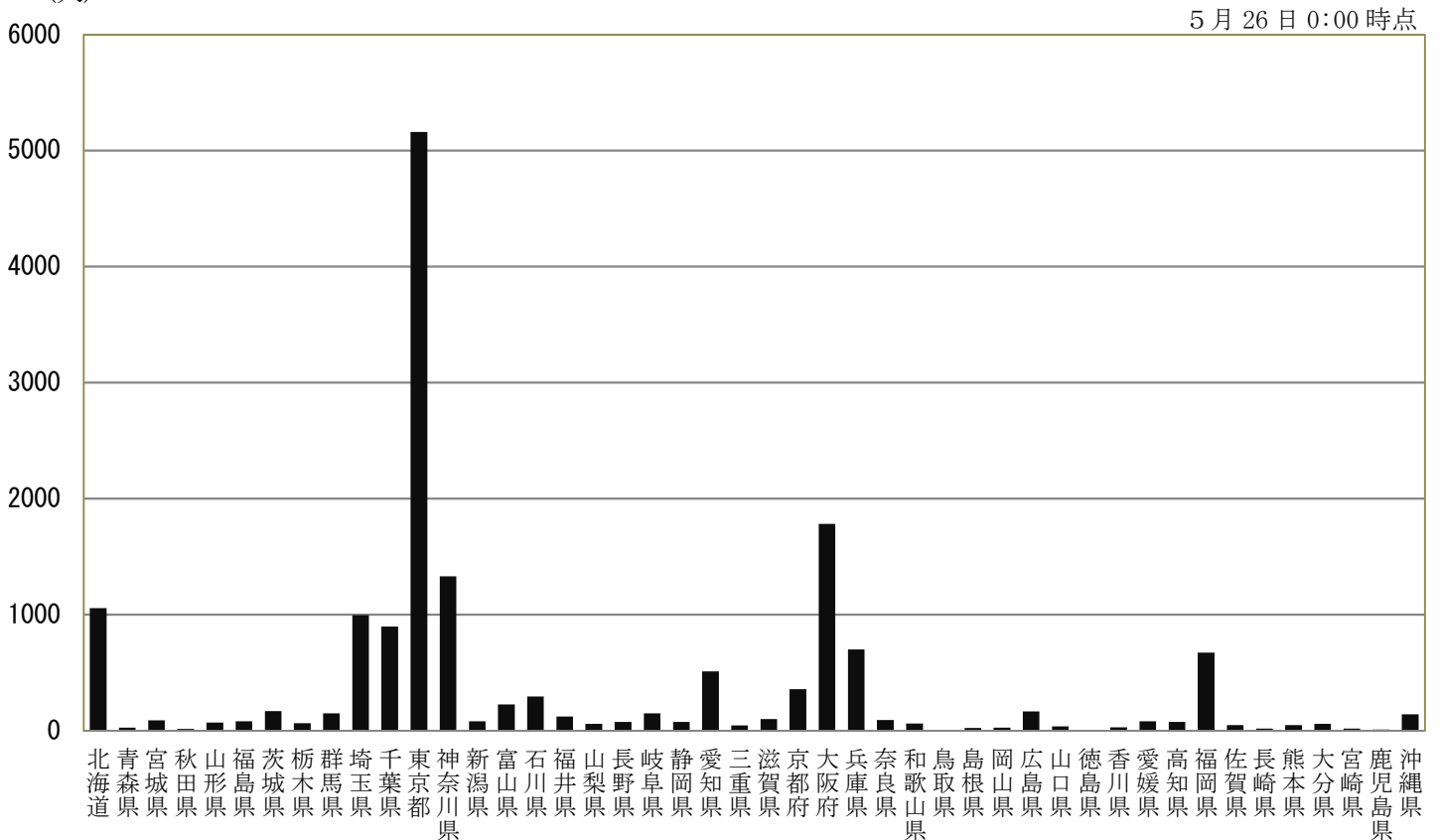
3. 関西圏域における主要都市の人口変動分析(感染拡大前を100%とした場合の比較)



(参考) 全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

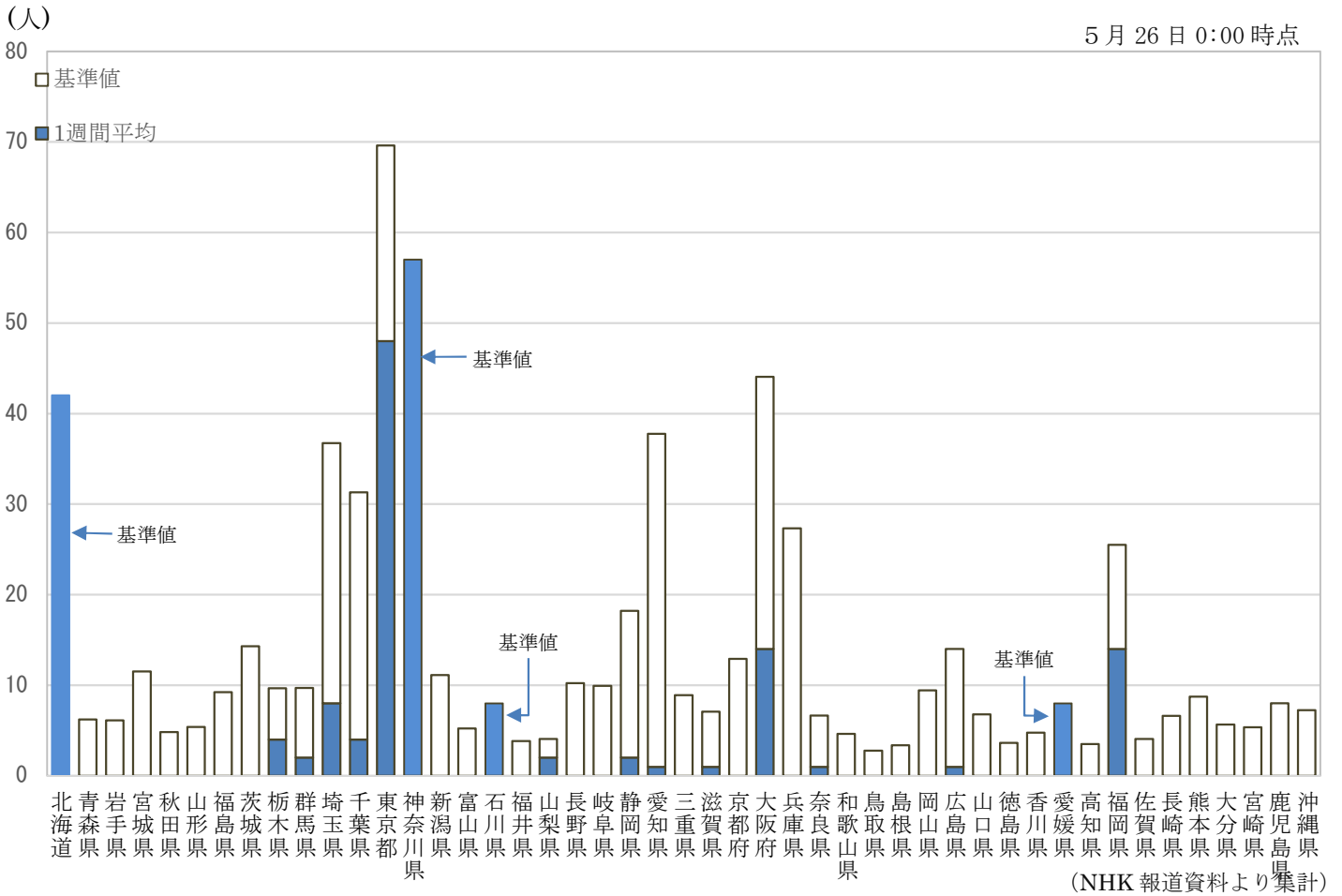
1. 感染数の状況 (累計)

(人)



(NHK 報道資料より集計)

2. 人口10万人に対する感染者の1週間平均(5/19~5/25)



緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針（5月26日時点）

府県	決定日	自粛要請・解除の判断基準	外出自粛・イベント開催自粛	施設の使用制限	府県立学校・府県立施設																								
滋賀県	5/14 (木)	<p>・客観的指標により、3段階のステージを設定し、社会経済活動の再開、感染者が再度増えてきた際の対策強化を判断</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断指標</th> <th>特別警戒ステージ</th> <th>警戒ステージ</th> <th>注意ステージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府・京都府の緊急事態宣言</td> <td>—</td> <td>大阪府または京都府に発令</td> <td>大阪府・京都府に発令されていない</td> </tr> <tr> <td>感染経路不明感染者</td> <td>7日間に複数</td> <td>7日間に1名まで</td> <td>14日間連続ゼロ</td> </tr> <tr> <td>入院患者受入病床稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器等稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>判断指標のうち、どれか一つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあると判断する。ただし、参考指標の状況も鑑みて、ステージの判断は柔軟に行うものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿及び近隣府県での緊急事態宣言の発令 ・県内の実効再生産数・濃厚接触者を除く PCR 検査陽性率 ・K 値 ・クラスターの発生（7日間） 	判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ	大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない	感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ	入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛、「滋賀 1/5 ルール」の徹底から「滋賀らしい生活三方よし」の実践へ 県をまたぐ移動や接待を伴う繁華街の飲食店等のクラスター発生施設への外出自粛 <p>〔イベント開催自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント主催者に対し、開催自粛を要請（50人以下の小規模は除く） <p>〔県外からの受入れ自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外客の利用自粛を促す対策（店頭・HPによる周知等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業要請は、感染防止対策を徹底することを前提に、15日午前0時で解除。使用制限の要請は行わない 	<p>〔県立学校〕</p> <p>5月31日まで臨時休業。6月からの再開に向けて登校日を設ける</p> <p>①中学校・高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から7日まで、分散登校、時差登校を行い、一つの教室に入る生徒数は20名程度となるよう、学年や学級を複数のグループ、時間帯に分けて授業を実施 ・6月8日以降、生徒の登校時間が集中しないように、時差登校に配慮しながら通常授業を実施 <p>②特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から7日まで、分散登校、時差登校。視覚、聴覚、病弱特別支援学校は、学校医や併設病院・施設と相談のうえ、通常授業 ・知肢併置特別支援学校は、6月8日以降、通常授業を実施、各校スクールバス1台増車 <p>〔県立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順次再開。県外からの利用者が多く見込まれる琵琶湖岸の駐車場は閉鎖等 				
判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ																										
大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない																										
感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ																										
入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																										
人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																										
京都府	5/27 (水)	<p>・緊急事態措置の緩和判断等に関する基準の設定</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>緩和判断 (連続7日間・ 全て)</th> <th>注意喚起 (全て)</th> <th>行動自粛 (いずれか)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新規陽性者数 (7日間平均)</td> <td>5名未満</td> <td>2名以上</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>②①の前週増加比</td> <td></td> <td>1以上</td> <td>2以上※</td> </tr> <tr> <td>③新規陽性者における 感染経路不明者数 (7日間平均)</td> <td>2名未満</td> <td>1名以上</td> <td>2名以上</td> </tr> <tr> <td>④PCR 検査陽性率 (7日間平均)</td> <td>7%未満</td> <td></td> <td>7%以上</td> </tr> <tr> <td>⑤重症者病床使用率</td> <td>20%未満</td> <td></td> <td>20%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注意喚起基準を満たす場合に限る</p>	指標	緩和判断 (連続7日間・ 全て)	注意喚起 (全て)	行動自粛 (いずれか)	①新規陽性者数 (7日間平均)	5名未満	2名以上	5名以上	②①の前週増加比		1以上	2以上※	③新規陽性者における 感染経路不明者数 (7日間平均)	2名未満	1名以上	2名以上	④PCR 検査陽性率 (7日間平均)	7%未満		7%以上	⑤重症者病床使用率	20%未満		20%以上	<p>〔外出自粛〕【5月31日まで】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定警戒都道府県への往来を避けるとともに、不要不急の都道府県をまたぐ移動を控える ②クラスター発生施設や「三つの密」のある場所への外出を控える ③感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着 <p>【6月1日以降】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「新しい生活様式」の定着 ②6月18日まで北海道、埼玉県、千葉県、東京都との不要不急の移動は慎重に検討する ③クラスター発生施設については、適切な感染防止策が実施されるまでは外出を避ける <p>〔イベント開催自粛〕【6月18日まで】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①全国のかつ大規模な催物の開催は自粛 ②開催にあたっては、以下を目安としつつ、適切な感染防止対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内100人以下、かつ収容定員の半分以下 ・屋外200人以下、かつ人との距離を十分確保 ③②の人数に満たないイベントでも密閉された空間で大声での発声等、近接した距離での会話が想定されるようなイベントは控える（5月31日まで） <p>【6月19日以降】</p> <p>国の基本的対処方針等に示された目安を踏まえ、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。</p>	<p>〔休止要請を行っている施設〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ①クラスター発生施設（5月31日まで） ▽遊興施設のうちキャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店 ▽運動・遊戯施設のうちスポーツジム ②大学（5月28日まで） <p>【5月28日以降】</p> <p>大学については、「大学等の再開に向けたガイドライン」を参考に、各大学において感染防止予防マニュアルが作成され、適切な感染防止策が実施されることを前提に施設の使用制限の協力要請を解除</p> <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種ごとの感染防止予防ガイドライン等が実践されるなど、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、全ての施設の使用制限等の協力要請を解除 ・再度クラスターが発生した場合は、施設の使用制限等の協力を検討する 	<p>〔府立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丹地域以北 5月25日から授業を再開 ・その他 6月1日からの授業再開を想定し段階的な教育活動を実施 <p>・府内市町（組合）立学校についても、府立学校の対応を参考に、地域や学校の実情を踏まえ、柔軟かつ適切に対応するよう依頼</p> <p>〔府立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月16日以降 順次再開
指標	緩和判断 (連続7日間・ 全て)	注意喚起 (全て)	行動自粛 (いずれか)																										
①新規陽性者数 (7日間平均)	5名未満	2名以上	5名以上																										
②①の前週増加比		1以上	2以上※																										
③新規陽性者における 感染経路不明者数 (7日間平均)	2名未満	1名以上	2名以上																										
④PCR 検査陽性率 (7日間平均)	7%未満		7%以上																										
⑤重症者病床使用率	20%未満		20%以上																										
大阪府	5/21 (木)	<p>・新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標と警戒基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化 ○また指標について、「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定 <p>⇒以下の①～③の指標全てが基準に達した場合、自粛等の対策を段階的に実施</p> <p>以下の②～④の指標全てが原則7日間連続基準を満たした場合、自粛等を段階的に解除</p> <p><基準>※病床使用率以外の指標は7日間移動平均</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析事項</th> <th>内容</th> <th>自粛要請等 基準</th> <th>自粛解除 基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)市中での感染 拡大状況</td> <td>①感染経路不明者の 前週増加比</td> <td>1以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②感染経路不明者数</td> <td>5から10人 以上</td> <td>10人未満</td> </tr> <tr> <td>(2)新規陽性患者 の発生状況・検 査体制のひっ迫 状況</td> <td>③確定診断検査にお ける陽性率</td> <td>7%以上</td> <td>7%未満</td> </tr> <tr> <td>(3)病床のひっ迫 状況</td> <td>④患者受入重症病床 使用率</td> <td>—</td> <td>60%未満</td> </tr> </tbody> </table>	分析事項	内容	自粛要請等 基準	自粛解除 基準	(1)市中での感染 拡大状況	①感染経路不明者の 前週増加比	1以上	—	②感染経路不明者数	5から10人 以上	10人未満	(2)新規陽性患者 の発生状況・検 査体制のひっ迫 状況	③確定診断検査にお ける陽性率	7%以上	7%未満	(3)病床のひっ迫 状況	④患者受入重症病床 使用率	—	60%未満	<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請 ①接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること ②不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること <p>〔イベント開催自粛〕</p> <p>【5月31日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模を縮小した開催の協力を要請（開催の目安） ・屋内:100人以下、かつ収容定員の半分以下 ・屋外:200人以下、かつ人との距離を十分に確保 <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国のかつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請 ※イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 	<p>〔休業要請を行っている施設〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ①クラスター発生施設 ▽遊興施設のうちキャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス ▽運動施設のうちスポーツクラブ 	<p>〔府立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から段階的に教育活動を再開 ただし、小学6年生、中学3年生については、5月25日から5月29日の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることも可能とする（1教室あたりの人数は20人程度） ・今後の府域の感染状況によっては、学校再開に向けた対応を変更することがある ・市町村立学校についても、同様の内容を要請 <p>〔府有施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月23日以降、クラスターが発生した施設（屋内運動施設のうちトレーニングルーム等）以外の府有施設は、準備が整い次第、順次開館 <p>・開館の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ①業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること ②不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」を導入すること 					
分析事項	内容	自粛要請等 基準	自粛解除 基準																										
(1)市中での感染 拡大状況	①感染経路不明者の 前週増加比	1以上	—																										
	②感染経路不明者数	5から10人 以上	10人未満																										
(2)新規陽性患者 の発生状況・検 査体制のひっ迫 状況	③確定診断検査にお ける陽性率	7%以上	7%未満																										
(3)病床のひっ迫 状況	④患者受入重症病床 使用率	—	60%未満																										

府県	決定日	自粛要請・解除の判断基準	外出自粛・イベント開催自粛	施設の使用制限	府県立学校・府県立施設												
兵庫県	5/26 (火)	<p>・新型コロナウイルスと共存しながら社会経済活動を再開していくため、医療崩壊を防ぎながら社会経済活動を維持する観点から、自粛等の見直し・再要請基準を設定</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>見直し基準(注1)</th> <th>再要請基準(注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染状況</td> <td>新規陽性者数(1週間平均)</td> <td>①5人以下</td> <td>③10人以上</td> </tr> <tr> <td>医療体制</td> <td>重症病床(71床)の空床数</td> <td>②40床以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ①かつ②が7日間連続 (注2) 再要請にあたっては、本県のPCR検査件数の状況、大阪府など近隣府県の状況も勘案</p> <p>【考え方】</p> <p>①感染が拡大するまでの3月の平均新規陽性者数の5.6人を下回る ②過去最高値が32床(4月22日)であるため、39床(=71床-32床)を上回る空床を確保 新規陽性者数34人(過去上位5日間平均)が2週間継続した場合の重症患者発生数(34人×14日×8%≒38人)に対応可能 ③新規陽性者が4月5日に初めて10人を超えてから1週間後にピーク時を迎えたため、10人を超えると警戒が必要</p>	項目	内容	見直し基準(注1)	再要請基準(注2)	感染状況	新規陽性者数(1週間平均)	①5人以下	③10人以上	医療体制	重症病床(71床)の空床数	②40床以上		<p>【外出自粛】 【5月31日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、不要不急の外出自粛を要請 ①不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動の自粛 ②夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛 ・3密の懸念のある集会・イベントへの参加自粛要請 <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛に努める ・6月18日まで首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動の自粛を要請 ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進(3密の回避、身体的距離の確保、マスクの着用等) <p>【イベント開催自粛】 【5月23日以降(6月1日以降も同じ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請 ・催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請(開催の目安)(6月18日まで) ・屋内:100人以下、かつ収容定員の半分以上 ・屋外:200人以下、かつ人との距離を十分に確保 	<p>【休業要請を行っている施設(5月31日まで)】</p> <p>①クラスター発生施設 ▽遊興施設のうちキャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス ▽運動施設のうちスポーツジム</p> <p>②①の類似施設 ▽遊興施設のうちダンスホール、ゲーッパ、性風俗店</p> <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染拡大防止対策の徹底を前提に、全ての施設の休業要請を解除 ・クラスター発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力等要請 	<p>【県立学校】 【5月31日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業再開に向け、週2日を上限に登校可能日を設定 <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業を解除し、感染防止対策を整え、教育活動を再開 ▽6月1日～14日の間は分散登校とする。 ▽分散登校期間における部活動は、平日2日、休日1日、各90分を上限とし、対外試合、合同練習、合宿は行わない <p>【県立施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休館、休業を解除し、感染防止対策を整え、順次開館
項目	内容	見直し基準(注1)	再要請基準(注2)														
感染状況	新規陽性者数(1週間平均)	①5人以下	③10人以上														
医療体制	重症病床(71床)の空床数	②40床以上															
奈良県	5/13 (水)	<p>(1)感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>感染者発生状況</th> <th>行動自粛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ1</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況</td> <td>一般的な外出自粛要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ2</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向</td> <td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ3</td> <td>県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない</td> <td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う</p> <p>【判断項目1 新規感染判明者の水準】</p> <p>①県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか 基準数値:人口10万人当たり新規感染判明者数 フェーズ2:直近1週間で0.5人未満 フェーズ3:直近2週間で0.1人未満</p> <p>②新規感染判明の段階での感染経路が明確か 基準数値:直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合1/2未満</p> <p>【判断項目2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性】</p> <p>③感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができていないか 基準数値:自宅療養ゼロが維持されているか</p> <p>④感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか 基準数値:占有率50%未満</p> <p>【判断項目3 感染拡大防止体制の充実】</p> <p>⑤感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか 感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p> <p>⑥新規感染判定の体制(現在はPCR検査)が整っているか</p> <p>⑦感染拡大防止の措置の実効性が十分か 行動自粛率:各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p>	フェーズ	感染者発生状況	行動自粛	フェーズ1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請	フェーズ2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	<p>フェーズ2の段階にあるものと判断し、以下の自粛を要請</p> <p>【外出自粛】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤など生活の維持に必要な場合を除き、大都市との往来は自粛 ・やむを得ない往来ではうつらない対策を徹底する ・うつる可能性のある場所(繁華街の接客を伴う飲食店等)への訪問を避ける <p>【イベント開催自粛】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数(目安として、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上。屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離をできるだけ2m確保できる人数)のイベントは、感染防止対策の徹底を条件に、開催を容認 ・その他のイベントは、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請 	<p>フェーズ2の段階にあるものと判断し、休業要請は5月15日から緩和する</p> <p>【休業要請を行っている施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生事例があり、感染リスクが高い施設は、引き続き施設の使用制限の協力を要請 <p>①遊興施設 ▽キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、カラオケ、ライブハウス等)</p> <p>②運動施設 ▽スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ</p>	<p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日の学校再開を目指し、家庭における検温、手洗い等の徹底、学校登校日の設定など準備を進める ・新しい教育スタイルを確立するとともに、第2波が起きた際の再度の在宅教育にも備えるため、以下の取組を進める ①オンラインを活用した双方向の授業の推進 ②ICT機器の活用による協働学習等の推進 ③児童生徒の健康観察等をオンラインを活用して家庭と学校が共有 <p>【県立施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の準備が整った施設から、順次、利用を再開
フェーズ	感染者発生状況	行動自粛															
フェーズ1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請															
フェーズ2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請															
フェーズ3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持															

府県	決定日	自粛要請・解除の判断基準	外出自粛・イベント開催自粛	施設の使用制限	府県立学校・府県立施設									
和歌山県	5/15 (金)	<p>県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>自粛要請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣府県での発生基準</td> <td>○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現</td> <td>県外受入自粛の強化等</td> </tr> <tr> <td>和歌山県での発生基準</td> <td>①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上</td> <td>不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②、③、④の全て ※②、③は7日間移動平均 ※④は紀北と紀南のいずれか</p>	区分	内容	自粛要請	近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等	和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等	<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染リスクの高い場所を避けた安全な場所への外出や、行楽や旅行での他府県等への移動を自粛するよう県民へ依頼 <p>〔イベント開催自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模なイベントを開催する場合は、感染防止対策の徹底を依頼 <p>〔県外からの受入れ自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民や事業者到他府県等からの来客の受入自粛を依頼 他府県等から帰省や転勤された方には、2週間の自宅待機とともに登録を依頼 <p>〔特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設〕 道の駅（地域振興施設に限る）、農林水産物直売所、自動車教習所・自動車学校、キャンプ場、海水浴場・海浜公園・釣り公園その他類する施設、釣り具・えさ店、遊漁船、内水面遊漁承認証販売所、ゴルフ場、ホテル又は旅館（宿泊の用に供する部分）、従来から県外からのお客が多い飲食店及び販売店</p>	<p>営業自粛の一部を、近隣府県の取組み状況にも留意して解除</p> <p>【休業要請を行っている施設】</p> <p>①遊興施設 ▽キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ（いずれも接待を伴わないものは除く） ▽性風俗店、テリール、ライブハウス</p> <p>②文教施設（学校保健安全法第20条に基づく） ▽幼稚園（預かり保育を除く）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校</p>	<p>〔県立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校は、引き続き5月31日まで休業 5月18日以降、各学校で登校日を設定し、健康状態の確認と家庭学習を指導 幼稚園（預かり保育を除く）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、同様の措置を市町村等へ要請 <p>〔県立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な県立施設のうち、県立近代美術館、県立博物館、紀伊風土記の丘は感染症対策を講じたうえで5月8日から開館 県立自然博物館等は5月31日まで休館
区分	内容	自粛要請												
近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等												
和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等												
鳥取県	5/26 (火)		<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県をまたぐ不要不急の移動は5月31日まで控える また、6月18日までは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に <p>〔イベント開催自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント等は、屋内100人以下(かつ収容定員の半分以下)、屋外200人以下で、マスクの着用、四方を空けた席配置、人と人との間隔は2mとる(入退出時、施設内移動も)、適切な消毒や換気等の実施等の感染防止対策を取ったうえで開催を呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく、施設使用制限は行っていない。 	<p>〔県立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月27日からは、国の緊急事態宣言の全面解除及び県の感染状況等を踏まえ、文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」に基づいた通常の教育活動（一斉登校、一斉授業等）を実施 部活動については、感染症対策を徹底し、5月30日から県内練習試合の実施、6月13日から県内公式試合の実施可 <p>〔県立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月7日より順次、感染予防策を徹底のうえ、県内利用者限定し開館 									
徳島県	5/14 (木)	<p>国の基本的対処方針や他都道府県の動向、県内の感染状況をふまえ判断</p>	<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、避けるよう促す これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけ <p>〔イベント開催自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的イベント・大規模なイベント(屋内100人超、屋外200人超)等への参加の自粛 <p>〔県外からの受入れ自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き県有施設で県外客の利用を制限することを説明 	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく、施設使用制限は行っていない 	<p>〔県立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月31日までとしていた県立学校の臨時休校を、5月21日からの再開に前倒し、市町村の教育委員会にも同じような対応をとるよう要請 臨時休校に伴う学習の遅れには、夏休みの大幅な短縮などにより授業時間を確保 <p>〔県立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染防止策徹底を前提に5月9日より順次再開 									

新型コロナウイルス感染症対策基金等一覧（令和2年5月26日時点）

団体	実施主体	事業名称	ふるさと納税の活用	目的	受入開始日	支払手段	実績 (※は申し込みベース)
滋賀県	滋賀県	滋賀応援寄附「滋賀県がんばる医療応援寄附」	○	医療従事者を支援すること ①勤務環境の構築に向けた取組 ②医療体制を充実・強化するための取組	4/24	・ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・納付書払	※425件 65,220千円
京都府	京都府	京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金	○	①医療又は療養の現場で働く方々への支援 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子供たちとその家庭への支援 等	5/20	・さとふる (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・郵便振替・納付書払	※51件 43,855千円
大阪府	大阪府	大阪府新型コロナウイルス助け合い基金	○	医療及び療養に従事される方を支援	4/27	・さとふる (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・クレジットカード	※16,835件 2,168,316千円
兵庫県	(公財)兵庫県健康財団	ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金	—	感染者受入医療機関等(神戸市内所在を除く)の支援	4/27	・銀行振込・クレジットカード	1,292件 144,496千円
奈良県	奈良県	奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金	—	県内の新型コロナウイルス感染症まん延の防止、患者診療等に従事する医療従事者等の支援 等	5/1	・払込書 ・クレジットカード(準備中)	※211件 32,919千円
和歌山県	和歌山県	ふるさと和歌山応援基金	○	新型コロナウイルス感染症の対策	4/27	・ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・納付書・払込取扱票払 ・現金書留	35件 3,661千円
徳島県	徳島県	徳島県二十一世紀創造基金 新型コロナ対策緊急メニュー(5月22日より)	○	新型コロナウイルス感染症の対策	4/1	・ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・郵便振替・納付書払	現在集計中
鳥取県	鳥取県	新型コロナウイルス対策ふるさと納税	○	新型コロナウイルス感染症の対策	5/15	・ふるさとチョイス・さとふる (クレジットカード等、マルチメント対応) ・郵便局払込取扱	30件 818千円
京都市	京都市	京都市新型コロナウイルス感染症対策支援 支え合い基金(仮称)	○	①新型コロナウイルス感染症の検査・治療及び感染症拡大の防止 ②市民生活・経済活動への影響に対する市民・事業者・医療機関・医療従事者等の支援	5/1	・ふるさとチョイス、ANA のふるさと納税 (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・郵便振替	159件 44,613千円
堺市	堺市	(緊急)新型コロナウイルス対策事業者支援	○	①継続に影響を受けている事業者の支援 ②生活の基盤である雇用維持の支援 ③終息後を見据えた市内経済の活性化	5/1	ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・クレジットカード・現金書留	49件 744千円
神戸市	神戸市	・ふるさと神戸がら応援基金	○	企業版のふるさと納税の仕組みを活用し、寄付額と同額を市も拠出して新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている飲食店、観光事業者、文化芸術活動従事者を支援	5/8	・ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応)	未集計
	(公財)こうべ市民福祉振興協会	こうべ医療者応援ファンド	—	医療従事者の勤務環境の改善	4/24	・銀行振込・クレジットカード	1,437件 405,166千円

構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況 (5月26日時点)

1 経済・雇用対策

別添1-5

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・保証料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助 ○新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 20 万円、個人事業主 10 万円(県と協調する市町分を別途上乗せして交付) ○経営力強化補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業の経営力強化等、今後の事業活動に資する取組等にかかる経費の一部を補助(補助率:小規模企業 3/4、中小企業 2/3、補助上限額:50 万円) ○商工会・商工会議所の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会、商工会議所の人員を増員し、非会員を中心として支援策の周知および巡回指導を実施 ○小規模事業者の新たな取組に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者新事業スタート支援事業の補助率および補助上限額を引き上げ ○感染症対策等補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設が実施する感染防止の対策、テレワーク受入環境の整備、ドライブ推進に係る環境整備等にかかる経費の一部を補助(補助率:3/4、補助上限額:30 万円) ○宿泊事業者の資金確保支援 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊代金前払いの仕組みを活用した事業への補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用継続支援補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業主が、国の雇用調整助成金の特例措置を活用して、労働者の雇用維持を図った場合に事業主負担分の一部を緊急特定地域と同等まで補助(特例措置の拡大により、県補助は緊急対応期間終了後の7/1~とする予定。国の動向により変更の可能性あり。) ○WEB 上での合同企業説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の採用活動を支援するため、企業・学生が双方向でコミュニケーション可能なサイトを作成・活用し、インターネット上での合同企業説明会を開催する。 ○雇用調整助成金の申請支援 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いまだから地産地消キャンペーン」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・流通・販売が停滞している県産農畜水産物について、定額宅配キャンペーン等を実施(宅配料金、事務費等を支援) ○肉用牛経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> ・肥育経営安定交付金の上乗せ支援 ○水産振興資金の利子補給等 <ul style="list-style-type: none"> ・すでに資金の貸付を受けている者に対して据置期間を追加するため、増加する利息および保証料を支援 ○琵琶湖漁業流通緊急支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者への影響抑制を目的に、水産加工業・養殖漁業各団体が、加工品や養殖生産物を営業倉庫に保管する取組を支援 ○WEB 物産展の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・大手通販サイトを活用し、加工食品・工芸品などの県産品を販売する物産展を開催
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・実質無利子、無担保の融資制度の実施のための預託金の積増や利子補給 ○休業要請対象事業者支援給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・団体一律 20 万円、個人事業主一律 10 万円 ○新型コロナウイルス対策企業等緊急支援補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策、売上回復など様々な取組に補助 ・小規模事業者、農林水産業者、文化芸術関係者等 2/3(上限 20 万円)、中小企業 1/2(上限 30 万円)、企業グループ 2/3(上限 20 万円×事業者数+共通経費) ○中小企業緊急経営支援コールセンターの設置(5/1~) <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士等による経営相談や支援制度の案内等実施 ○観光事業者に対する緊急伴走支援 ○文化芸術関係者に対するサポート窓口の設置 ○バーチャル商談会や EC サイトの活用 ○京都の技術を活かした緊急生産支援 <ul style="list-style-type: none"> ・検査機器や治療薬の製造機器、ワクチン開発関連細胞の量産等、新型コロナウイルス対策に貢献する京都企業支援 ○企業従業員等の在宅研修の支援 ○新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業再出発支援事業費(5月補正予算案計上) <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の長期化や「新しい生活様式」に対応した取組を支援(上限 10 万円、補助率 10/10) 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業雇用継続緊急支援センター(5/11 設置) <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の相談センターを国・京都府共同で開設 ○京都府労働相談所の体制強化 ○京都ジョブパークの体制強化 ○e-ラーニングを活用した職業訓練環境の整備 ○学生インターン・バイト応援センターの設置(5月補正予算案計上) <ul style="list-style-type: none"> ・府内企業のアルバイト求人紹介を通じて、経済的に困難な状況にある学生を支援 ○京都府会計年度任用職員の採用(約 50 名) 	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統工芸品を活かした観光支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルや料理店等が「京都らしいおもてなし」を行うための伝統工芸品買い上げを支援 ○府内産農林水産物の需要喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・「旬の京野菜提供店」等が行う、京のブランド産品等を活用した中食サービスの新規展開等を支援 ・府内産てん茶を活用した新商品開発等を支援 ・「京都宇治玉露 玉兔」を核とした宇治茶プロモーション ・丹後とり貝の有名飲食店へのサンプル提供を通じてメニュー開発等 ・府内産「花き」を活用した園児や小学校低学年児童の家庭学習を行うための教材費支援
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・預託金を増額し制度融資枠を拡大。利用事業者に利子補給 ○「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 100 万円、個人事業者 50 万円。市町村に 1/2 負担を要請 ○中小企業等への支援(休業要請外支援金) <ul style="list-style-type: none"> ・中小法人:2 事業所以上 100 万円、1 事業所 50 万円 ・個人事業主:2 事業所以上 50 万円、1 事業所 25 万円 ○府有施設のキャンセル・休館に伴う指定管理者への収入補填 ○商工会議所等への金融相談専門員の設置費用補助 ○商店街等の事業継続支援 ○文化芸術活動の継続支援 <ul style="list-style-type: none"> ・無観客ライブ等の配信事業の立上げ経費を補助等 ○飲食店等への換気設備等の導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤職員の緊急雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪産(もん)エールサイト」の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げること等を目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信 ・感染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応無利子資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・国に連動した中小企業融資制度を新設 ・貸付限度額 3,000 万円、当初 3 年間の利子補給 ・制度融資の融資目標額引上げ 3,600 億 → 1 兆円 ○経営継続支援金の給付 <ul style="list-style-type: none"> ・休業要請を行った事業者へ、県・市町が協調して経営継続支援金を支給 ・中小法人 100 万円、個人事業主 50 万円(飲食店等中小法人 30 万円、個人事業主 15 万円) ○地域企業再起支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトや新商品開発等の新事業展開の支援 ○タクシー事業者向けマルチキャッシュ決済機器、観光案内システムの導入補助 ・商工団体・業界団体の会員企業等がグループで取り組む新たな事業を支援 ・地域のリーディング企業による新事業展開を支援 ○県民利用便施設の閉鎖・休館に伴う施設事業者への財産使用料の減免 ○職員の在宅勤務環境整備のためのリモートワークシステムの増強 ○市町が水道料金を減免する場合に県営水道料金の免除(3ヶ月間) ○業種ごとの感染予防拡大ガイドラインの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○内定取消者や離職者に対する職業訓練を拡充 ○内定取消者等を会計年度任用職員として採用(100 名) ○離職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ○肉用牛肥育経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> ・生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 ○野菜価格安定対策 <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格が一定基準を下回った場合の差額補てんに充てる資金の追加造成 ○県産農産物等の EC サイトを活用した販売促進 ○出品時の初期費用補助、県認証食品 PR キャンペーンの実施 ○農業者・水産加工業者等の資金繰り支援 ○利子補給による貸付利率の無利子化等
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付枠 600 億円 ○制度融資既存の無利子・無保証料資金の融資枠拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付枠 30 億円 → 400 億円 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う施設の使用制限の要請を受け、施設の休止や営業時間の短縮に協力した県内の中小企業及び個人事業主にに対し協力金を給付 ・給付額 中小企業 20 万円、個人事業主 10 万円 ○経営相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・資金繰りなど各種の相談に対応(県内 45 か所設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○内定取消、雇い止め又は解雇された方を県職員として採用。県内企業等でのインターンシップ等により就労を支援 ○特別就労相談窓口の設置 ○雇用調整助成金の申請説明会・個別相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食休止の延長に伴う未利用食品の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・未利用食品をフードバンク等に寄付する際の配送等を支援 ○「奈良産農畜産物応援サイト」の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・県民や事業者からの「応援購入」の輪を広げること等を目的に、影響を受けている農業者の情報を提供し、販売促進を応援
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応枠の創設(実質無利子、無担保) <ul style="list-style-type: none"> ・預託額を増額し融資枠を拡大。当初 3 年間の無利子融資を行うための利子補給を実施 ○観光緊急対策枠の創設(観光関連事業者向けの無利子融資) <ul style="list-style-type: none"> ・当初 1 年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施 ○支援本部(4/28~立ち上げ) <ul style="list-style-type: none"> ・支援施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置 ○事業継続支援金 <ul style="list-style-type: none"> ・売上が 50%以上減少した事業者の事業継続に向け、従業員数に応じて 20 万円~100 万円の支援金を支給 ○県内事業者事業継続推進 <ul style="list-style-type: none"> ・売上が 20%以上減少した事業者が、事業継続や危機的状況の打破、安心・安全の確保のために実施する取組に対して支援(補助限度額 100 万円、補助率 2/3) ○持続化給付金申請サポート <ul style="list-style-type: none"> ・Web 申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金申請サポート <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談窓口の開設 ・各地域での個別相談(対面や訪問による相談対応) ○国の雇用調整助成金(教育訓練)の加算額に県が上乗せ支給(3,000 円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農産物等の e コマースを活用した販売支援 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン出店ページ立ち上げの専門家によるハンズオン支援 ・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ○農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置 ○漁業者等の金融支援 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利及び保証料の一部を補助

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・無利子・無保証料融資の対象拡大(売上高▲5%以上) ・保証料ゼロ、実質無利子(当初3年間)、上限3千万円 ○セーフティネット資金「経済変動対策資金」「経営安定借換資金」の融資枠を計200億円拡大 ○「経済変動対策資金」の融資対象の拡充 ○「徳島県新型コロナウイルス対応!企業応援給付金」の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・特に厳しい経営環境の中にある中小・小規模事業者に対し、雇用及び事業継続への頑張りを応援するため、100万円を上限に給付 ○中小企業・個人事業主に対する県有施設テナント料の減免 ○新型コロナウイルス関連特別相談窓口の設置 ○企業従業員等のオンライン研修の支援 ○県内のテイクアウト・デリバリー情報発信応援サイトの開設 ○生活衛生関係営業者応援給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付で融資を受けた金額の10%(上限100万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス対応雇用継続支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国の「雇用調整助成金」の事業主負担分について「解雇を伴わない場合」国の助成金に県が上乗せして10/10助成(県の助成は上限100万円) ・上限1日1人あたり8,330円(国・県合計) ○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円] ・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス対策農林漁業者金融支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利及び保証料の一部を補助 ○新型コロナウイルス対策農林漁業者応援給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス対策農林漁業者金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、令和2年2月以降で、50%以上売上げが減少している者に100万円を上限に一時金を支給
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県新型コロナウイルス対策向け地域経済変動対策資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・制度融資の無利子期間、据置期間、保証料無しの期間の拡充 ○県内中小企業の新分野進出などの新たな取組、感染予防・防止に向けた商品開発など幅広い取組を支援(補助率3/4 上限50万円等) ○企業の感染症防止対策支援、感染症に対応したBCP策定支援(補助率3/4 上限20万円)等 ○越境ECの取組支援(補助率2/3 上限20万円)等 ○テレワークの新規導入に係る経費を支援(国助成金への上乗せ補助)(補助率1/6、上限30万円) ○県有施設に入居する飲食・土産物店等に対する使用料等の減免 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン合同企業説明会の実施や就職情報サイトでの情報発信等を支援(補助率1/2 上限40万円等) ○離職者の早期再就職を支援するための職業訓練等 ○雇用維持、休業等の期間を利用した教育訓練や研修などに対し助成(補助率2/3、上限100万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農林水産物を活用した雇用継続やテイクアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型コロナウイルスの影響が出た場合等の営農活動の支援体制構築 ○牛マルシェの拡充、牛肉保管費用に対する支援 ○鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のストックヤードの確保、原木のバイオマス活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○量販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚フェアの開催、魚食普及動画による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動(中国版インフルエンサーの活用、ネット販売等) ○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供やインターネット商談等対面によらない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円) ○県産食材等を県外の自宅で過ごす友人・知人等に配送する取組を支援 ○休業中の従業員を活用した農業水産分野での雇用の受け皿づくり
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急融資制度の充実(令和2年5月～) <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応資金(実質無利子・無保証料)を市府協調により創設し、預託金を増額 ・セーフティネット保証認定相談窓口の人員体制を強化(6→13名) ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の経営相談体制を強化(令和2年3月～) ・市や府、国の事業者向け支援策の情報をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策事業者支援」の開設による情報発信の強化(令和2年5月～) ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・京都市観光協会と連携し、感染症予防のための事業や危機的状況を乗り越える事業及び回復期を見据えた事業継続のための取組に対する緊急助成制度(補助率3/4、上限額30万円) ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・観光事業者に対する緊急助成制度の対象を市内中小企業等に拡充した新たな助成制度(補助率3/4等・上限額30万円) ○飲食店デリバリーサービスの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・デリバリー代行業者と連携し、ポイント還元に係る費用(1/2)や飲食店が負担する手数料を市で負担(5月補正予算提案中) ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設 <ul style="list-style-type: none"> 映像配信や展覧会・公演の企画開発などに上限額30万円を交付 ○京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を持つ芸術家等が置かれている状況、活動の再開や持続に向けてのニーズを調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員) ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」オンライン説明会を開催(令和2年5月) ・市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介などの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲) ○テイクアウト、デリバリー等を飲食店をまとめたサイト(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホームページで発信 ○京都市中央市場の目利きが厳選した、安全・安心で新鮮な魚介類がお得に購入できる「おうち de おさかなマルシェ」の開設(京都市の支援のもと、市場内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給 ○大阪府と共同でのものづくり中小企業緊急支援事業(大阪産業技術研究所の利用料減額)(予定) ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等の港湾施設使用料、貸付料等の支払期限を延長 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名) ・離職(解雇・雇い止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象 ○所管施設のキャナル・休館に伴う指定管理者への収入補填 ○外国人のための相談窓口の体制強化(大阪国際交流センター) 	
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を新たに創設(4/15～実施) ○中小企業のテレワーク導入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施するために必要な機器等の購入経費を補助(4月24日～申請受付開始。募集枠の上限に達したため、5月18日に受付終了) <補助金額上限：50万円、補助率：2/3> ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給。 ○市内NPO法人に対する支援金 ○通所サービス事業者等に対する支援金 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始) ○就職相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就労支援施設においてオンライン相談を導入。(5/1～開設) 	
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等が事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援(補助額：100万円) ○テレワークや電子商取引(EC)等に係る取組を支援(補助額：150万円他) ○中小企業等への経営相談体制強化(社労士等による専門相談窓口の強化など) ○店舗の家賃を減額した不動産オーナーに8割補填 ○先払い利用券が購入できる仕組を持つ事業者と提携、クーポン発行を支援(還元率20%、上限2,000円/件) ○UberEatsなどを活用した宅配・テイクアウト事業 ○商店街・市場における共同宅配事業への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用対策 <ul style="list-style-type: none"> ・採用内定を取り消された新卒者(募集人数：上限100名) ・離職を余儀なくされたひとり親家庭(募集人数：上限100名) ○ひとり親の就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親の就労に向けた取り組みに対して助成(補助額：最大10万円) 	

2 教育対策

団体	(1) 臨時休業対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校へ手作りマスク素材や消毒用アルコールの配布 ○医療的ケアのいる家庭への手指消毒用アルコールの優先供給に関わる健康医療福祉部局との連携 ○県立学校のトイレ改修の実施 ○補習等支援のための学習指導員の配置 ○特別支援学校スクールバスの増車 ○DV・虐待等 家庭環境に困難を有する児童・生徒への相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等 ○障害児の放課後サービスへの利用が増えたことによる利用者負担の増加分を補助 ○医療的ケア児等の送迎のために福祉タクシー券を配布する事業への補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業期間における学習支援コンテンツ「子どもの『学びの場』」の開設 ○GIGA スクールホーター(ICT 技術者等)の配置による ICT 環境整備 ○障害児童生徒のための入出力支援装置の整備(点字ディスプレイ、視線入力装置等) ○県立学校等における遠隔授業環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web 会議アプリの導入 ・各学校に Web カメラ、マイクなどの整備 ○県立中学校、県立特別支援学校(義務教育課程)の児童生徒が使用する PC 端末整備の前倒し ○インターネットを通じた授業動画の配信や学習プリントの配布、テレビによる授業の放映 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立美術館の企画展の動画を作成・配信 ○県立文化施設において、自主製作オペラをオンライン配信
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等の心のケアと学習指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化(スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーの拡充) ○放課後児童クラブの運営等に対する支援 ○学校活動における感染予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの過密化防止や消毒液の購入 ○新型コロナウイルス感染症対策大学等授業再開支援事業(5 月補正予算案計上) <ul style="list-style-type: none"> ・府内の大学等に対して、バーションの設置、消毒液の購入等感染拡大防止対策に必要な経費を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅学習の環境整備等支援 <ul style="list-style-type: none"> ・動画やグループウェアを活用したオンライン学習の実施(府立学校) ・オンライン授業の導入(府立医科大学、府立大学) ・教材補助として本を購入し貸出(学校再開後は図書室へ)(義務教育(小学校低学年)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府文化芸術活動継続支援補助金(補助率 2/3、上限 20 万円) ○文化芸術関係者支援相談窓口(4/30～) ・文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援 ○文化・スポーツ施設にサーモグラフィ、体温計等を購入
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○支援学校等の臨時休業に伴う放課後等サービス支援 ○学校給食休止への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・府立支援学校・府立富田林中学校の臨時休業に伴い、学校給食費(食材費)を負担 ・家庭学習の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・府内の公立学校等の児童生徒等、保育所等の 3 歳児以上の園児に対し、学習教材等の購入を支援(図書カード 2,000 円分を配布) ○SNS(LINE)を活用した相談対応の拡充 ○児童・生徒の心のケアや補充学習等の支援を行うスクールカウンセラー・アドバイザーや学習支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「臨時休業中の学習支援のページ」を開設 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習プリント及びテスト教材等の掲載、授業動画の配信 ○府立学校の ICT 化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 技術者の配置 ・カメラ、マイク等の通信装置や府立支援学校及び府立中学校の端末等を整備 ○府立学校のオンラインでの学習体制を構築 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の通信回線の増強 ・端末機等を持たない家庭に対する学校所有の端末機、モバイル(通信費込み)の貸し出し 	
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○学校(外国人学校含む)におけるマスク等購入の支援 ○特別支援学校のトイレ改修による衛生環境改善 ○放課後等サービスへの追加経費の支援 ○補習等支援のための学習指導員の配置 ○心のケアに対応する SNS 悩み相談窓口の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校等における遠隔授業環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web 会議アプリ・学習支援アプリの導入 ○県立大学の遠隔授業環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・web 会議アプリの導入補助 ○GIGA スクールホーター(ICT 技術者等)の配置 ○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術・文化施設等の県民利便施設等にサーモグラフィ等を整備(県単独含む) ○県立芸術・文化施設等の各種無料講座のオンライン配信 ○県立美術館・博物館の PR 動画や県内アーティストの活動動画を作成・配信、多言語音声ガイドの専用アプリ等の製作 ○避難所等でのマスクの備蓄
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園がマスクや消毒液等を購入する経費に対し補助 ○特別支援学校の臨時休業期間中における学校給食の食材費負担 ○特別支援学校等の臨時休業による、放課後等サービス等の利用増に伴う追加経費に対し補助 ○学校の臨時休業による心のケアのため、公立学校の児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスチェックを実施 ○在宅運動番組(児童生徒向け)制作・放送 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業中の小中高生等の健康維持のための番組を提供 ○在宅教養講座番組制作・放送 <ul style="list-style-type: none"> ・外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教員、児童生徒に対し「G Suite for Education」のアカウントを発行 ○教育長及び指導主事による授業サンプル動画を参考に各学校で授業動画を作成し、動画共有サービス上の各学校のチャンネルにアップロード ○Wi-Fi 環境がない家庭に PC を貸与し、授業動画を保存した DVD や USB メリを提供 ○児童生徒の健康観察等、オンライン活用による家庭と学校が共有 ○全教員に「G Suite for Education」の講習をオンラインで実施 ○オンラインで活用できるツールを利用し、テストの実施など生徒の在宅での学習状況の把握を行うための研究を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立文化施設において消毒液の整備、受付でのアクリル板設置 ○入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底(マスク着用、手指消毒、三密の回避等) ○県立図書館主催イベントとして、館長講演会のオンライン配信 ○県立文化施設の HP 等において、万葉歌留多などの家で遊べるコンテンツの配信
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品(マスクや消毒液等)の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食用食材キャンセル料負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育ネットワーク・ICT 環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校におけるタブレット端末の導入や通信機器の購入等、オンライン学習に必要な環境を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立図書館における消毒液の整備 ○県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアクリル板設置及び体温計の購入
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○私立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び消毒液の購入支援 ○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等サービスの利用者負担増加分を支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・食材の有効活用を促進する経費への補助 ・学校給食用パン、米飯、牛乳、デザート給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安否確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をサポートするための動画の作成・配信、ケーブルテレビ放送 ○手作りマスクの動画の作成・配信 ○HP からダウンロードできる独自教材プリントの活用 ○ウェブ会議システムの無料アカウントを取得し、各県立学校に必要なアカウントを配付 ○無料の教育クラウドサービスに各県立学校用アカウントを作成し配布 ○県立学校を対象としたインターネットを活用した児童生徒の学習支援するモデル事業を実施 ○県立学校の教員がテレワークできる環境構築 ○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備 ○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立文化施設等において、マスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品を整備 ○タブレット等を活用した県外のプロ演奏家から県内アマチュア演奏者へのオンライン演奏指導の実施 ○「あわ文化」に係る VR 動画等デジタルコンテンツを作成し、情報発信
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクールバスを増便 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用、ファミリーサポート・センター利用料の減免を行った場合に生じる費用等について支援 ○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催 ○放課後等サービスで追加的に生じたサービス分に係る県負担金の増額、利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等サービス事業所等が福祉タクシーを利用する場合にタクシー券の配付を行う事業に補助 ○子どもの居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者のアルバイトを行う事業に補助 ○子どもの世話をするために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援(4,100 円/人日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi 機器の貸与や回線の増強を実施 ○遠隔教育等で使用する e ラーニング教材のアカウント取得・活用に係る市町村への補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で行う無観客公演や、県外で活動の場を失った芸術家と連携した取組を支援
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○市立学校園におけるマスク・消毒液等の確保 ○学校の臨時休業に伴う学習クラブ等の対応に係る支援 ○LINE による相談窓口の開設 ○こども相談 24 時間ホットラインを活用した心のケアへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校(学級)ポスト」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都放送、京都新聞と連携した「京都・学びプロジェクト」(動画配信等) ○GIGA スクール構想の実現に向けた通信ネットワークの増強 ○ホームページを活用した家庭学習課題等の発信 ○運動遊びや読み聞かせ等に活用できる DVD の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・リサーチ等)募集し、審査のうえ奨励金(上限 30 万円)を交付 ・京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施【再掲】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を持つ文化芸術に関わる方々が置かれている状況を調査するとともに、活動の再開や持続に向けてのニーズを明らかにするために実施
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○令和 2 年度の学校給食費の無償化 ○SNS を活用した児童生徒相談拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○動画配信サイト(YouTube)を活用した学習動画の配信 ○テレビ大阪と連携し、学習動画をサブチャンネルで放映 ○NPO 法人の学習動画サイトを活用 ○全児童生徒に学習用端末機を前倒し整備 ○就学援助世帯で Wi-Fi 環境が整っていない家庭に、モバイルを貸与し、通信使用料を負担 ○オンライン学習の円滑実施のため、Web カメラ、マイクなどの通信装置を整備 	
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等 ○市立学校園の臨時休業期間中における学校給食費(食材費等)を負担 ○児童生徒等及び保護者の方々の心のケア等の支援として、高等学校、中学校、一部の小学校にスクールカウンセラーを配置 ○市立学校園の臨時休業措置期間における分散登校の実施(学習状況の確認や心のケア等) ○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○市立図書館にて、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出 ○教育委員会の HP 上において、文部科学省の学習支援コンテンツポータルサイト等を掲載し、家庭学習を支援 ○各小中学校の HP から教科書に準じた授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援 ○J:COM と連携し、授業動画をケーブルテレビで放映 ○市立小中学校に通うすべての児童(約 64,000 人)のノートパソコンを年内に整備 	
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○校中の家庭学習環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 環境が整っていない家庭へパソコン・Wi-Fi ルーターを無償貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ○(株)サンテレビジョンとの連携による「テレビ授業」の実施 	

3 社会・福祉対策

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク等の衛生用品を一括購入し社会福祉施設へ配布 ○社会福祉施設等のマスク等の衛生用品の購入・消毒等にかかる費用を補助 ○多床室の個室化改修経費を支援 ○通所系の社会福祉施設等による自宅訪問など代替サービス提供に伴うかかり増し経費を補助 ○地域活動支援センター等における支援員の増員や消毒液の購入等の経費を補助 		<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、県立高等学校等授業料の減免の実施 ○住宅確保給付金の支給 ○県営住宅での一時的な受け入れ ○県税の納税等の猶予 ○家族の入院等により在宅での生活が困難になったこどもを家族と同じ医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○多床室の個室改修、換気装置等の設置、消毒液等の購入補助（介護施設、障害者支援施設、児童養護施設） ○通所サービス（介護・障害）等に対する支援 ・代替サービスの提供やサービス形態の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○家計急変世帯に対する高校生奨学給付金の支給 ○家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者施設等への衛生用品等の配布 ○感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等 ○ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布等を行う市町村へ補助 ○SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入 ○緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援 ○外出自粛の長期化によるDV被害者等への相談支援体制の強化やホテルの借上げによる緊急避難の支援 ○地域医療介護総合確保基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布 ○介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助 ○介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援事業所等におけるテレワーク導入支援 ○介護事業所に対する介護ロボット機器購入補助の拡充 ○介護事業所に対するICT導入支援の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅確保給付金の支給 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる方に対し、当座の住居を確保できるよう、府営住宅を提供 ○府営住宅入居者の家賃の減免等 ○生活福祉資金の貸付原資の積増し
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク等の購入等や個室化改修経費の補助 ○介護施設への簡易陰圧装置等整備費補助 ○訪問サービス提供に伴うかかり増し経費等の補助 ○社会福祉施設等応援職員の派遣旅費等の補助 ○介護施設に対する介護ロボット等導入支援の拡充 ○在宅障害者等に対する安否確認等の経費支援 ○障害児相談支援従業者養成研修等の映像化、分割開催経費の支援 ○地域活動支援センター等の障害者受入体制の強化 ○就労系障害福祉サービス等の機能強化 ・生活支援員の追加配置、生産活動支援員の配置、事業所商品の販売強化（配送料無料化等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等導入の支援 ○障害福祉サービスにおけるテレワーク等の導入支援 ・タブレット端末、専用VR機器の導入補助 ○聴覚障害者の遠隔手話サービス実施のためのシステム整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○国民健康保険料（税）の減免措置、傷病手当金の支 ○住居確保給付金の拡充 ○収入激減、世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施 ○家計が急変した県立大学の学生に対する授業料留学金の減免
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉施設、救護施設の多床室等の個室化改修に対し補助 ○認可外保育施設・児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助 ○児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助 ○介護福祉士養成施設等・在宅医療的ケア児等の家庭・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配付 ○在宅生活を強いられている障害者等の安否確認等に要する経費に対し補助 ○知事記者会見における手話通訳の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する経費に対し補助 ○聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○生活困窮者住居確保給付金の拡充 ○生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのマスク、消毒液の配付 ○収入激減、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付 ○離職者等への県営住宅の一時的な提供 ○地域で子育てを支えることも食堂が、家庭を訪問して弁当を届けるなど新たな活動を行うことへの支援 ○外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するため、相談体制や情報発信を強化する市町村の取組を支援
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等における消毒液等を購入 ○高齢者施設・事業者、障害児入所施設、保育所等へのマスクの配布 ○障害者就労支援施設で作成した布マスクを県が購入し、障害児入所施設に配布 ○地元企業から寄贈を受けたアクリルパーティションの配布 ○介護サービス事業所等が感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスでは想定されないかかり増し経費等を支援 ○障害者支援施設における多床室の個室化に要する費用を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉分野生産性向上推進 ・障害者支援施設におけるロボット等（見守りセンサー等）の導入支援 ・就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援 ○タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金（緊急小口資金等）の貸付原資を増額 ○住居確保給付金の支給
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等におけるマスク、エタノールの購入支援や、県備蓄マスク、手指消毒用エタノールの配布 ○高齢者、障害者に配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発（TVCM、新聞・HP掲載、県民交流プラザでの放映） ○在宅生活を強いられている障害者等の安否確認、相談受付や情報提供に係る支援 ○通所サービス事業所に対する代替サービスの提供や他事業所との連携に要する経費支援 ○LINEを活用した「徳島県・新型コロナ対策パーソナルサポート」を開発 ○「生活不活発」予防についての情報発信 ・ホームページ掲載による予防イベントの周知啓発、You Tubeを活用した運動方法の紹介 ○児童養護施設、認可外保育施設等におけるマスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品の整備や補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護施設に対する介護ロボット等導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の追加助成 ○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施 ○宿泊施設帰省者受入れ支援事業 ・特定警戒都道府県からやむなく帰省せざるを得ない本県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保 ○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空き室提供、民間住宅の家賃減額支援 ○住居確保給付金の支給 ○保育所や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育施設、児童養護施設、児童相談所一時保護所等に必要保健衛生用品を整備 ○県民のマスク購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売り事業者と連携して構築 ○通所サービス事業所（障がい福祉分野）の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかり増し経費を支援 ○相談支援専門員等が在宅生活となった障がい者等の安否確認を行う費用を市町村に補助 ○通所系介護サービス事業所の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかり増し経費を支援 ○緊急配布用個人防護具等の購入 ○とっとり SNS 相談の相談日を拡充 ○マスク、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布 ○外出できないことにより生活に支障が出ている県民を支援するボランティア活動に対し助成 ○避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○法定研修を映像化等により遠隔実施するために必要な経費支援 ○障がい者支援施設等が居室を個室化する際の改修経費支援 ○介護ロボットの導入、ICT化支援 ○聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サービスを利用できるよう、タブレット端末を配置 ○就労支援継続事業所が行う新商品開発等の取組に要する経費を補助 ○就労移行支援事業所のテレワークシステムの導入を支援 ○職員が在宅で勤務できる環境を整備し、県業務の継続性を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会場変更等の経費を追加で補助 ○非課税世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付 ○家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対して、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合に補助 ○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化（減免）経費を大学へ交付 ○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設（障害者・高齢者等福祉施設、保護施設、児童福祉施設等）におけるマスク・消毒液等の確保 ○社会福祉施設の多床室の個室化支援等 多床室の個室化や、簡易陰圧装置・換気設備の設置に対する経費助成、市立施設と同福祉施設においても必要な対策を実施 ○社会福祉施設の施設等内の消毒に要する経費助成 ○通所サービス事業所等の利用者の自宅訪問など、特別な形でサービスを提供する取組を支援 ○就労継続支援B型事業所における工賃助成（5月市会提案） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉分野におけるテレワーク等導入支援（5月市会提案） 就労系障害福祉サービス事業所に対するテレワーク導入支援及び障害福祉サービス事業所でのICT導入のモデル事業に要する経費を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○傷病手当金の創設（国民健康保険事業） ○特別定額給付金（仮称）の支給 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付 ○住居確保給付金の支援対象の拡充等 ○子育て世帯への臨時特別給付金の支給 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○公営住宅等入居者の家賃の徴収猶予・減免等 ○市営住宅の提供 ○全ての保護者が感染した場合の子どもの受入れ ○新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供（5月市会提案）
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者支援施設や保護施設で使用するマスク・消毒液等の確保 ○老人福祉施設等における個室化促進改修費等補助金の創設 ○障がい福祉サービス事業所や介護サービス事業所等の事業継続に向けた支援 		<ul style="list-style-type: none"> ○解雇された派遣社員等への市営住宅の提供 ○市営住宅入居者の家賃の減免等 ○住居確保給付金の支給対象者の拡充 ○大阪国際交流センター「外国人のための相談窓口」において新型コロナウイルス感染症に関する専門相談を強化 ○国民健康保険加入者への傷病手当金の創設 ○国民健康保険・介護保険料の減免措置 ○保育施設等の家庭保育協力期間における保育料の軽減 ○住宅確保給付金の対象拡大 ○水道料金・下水道使用料の基本料金全額減免（7月～9月）

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス等事業所に対しマスクや消毒液等の購入に要する経費を補助(令和2年度未定) ○手指消毒液の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等、家庭における人工呼吸器装着者等医療的ケアを必要とする者 ○国通知を受け、障害福祉サービス等事業所が特別な形でサービスを提供する取組を支援 ○介護保険施設等に対して、デジタル面会のためのタブレット端末の貸出し 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末等の導入補助(令和2年度未定) ○障害者支援施設に対して、デジタル面会のためのタブレット端末の貸出し 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険料の減免措置・傷病手当金の支給 ○介護保険料の減免措置 ○住居確保給付金の対象拡充に伴う体制強化等 ○新型コロナウイルスによる失業等により、経済的な理由によって学資の支弁が困難であるとき、市立高等学校授業料の免除等の相談対応 ○新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助 ○自宅療養等応援パック <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を要請する方に対する食料品や日用品等の提供
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者へサービスを提供する事業者の衛生用品確保費用を助成(20万円/1か所) ○家庭内での感染防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保 		<ul style="list-style-type: none"> ○DV相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制を24時間化

4 収束後の地域活性化対策

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化	(3) 文化・芸術
滋賀県	<p>反転攻勢に向けた取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光関連産業、飲食・サービス業等に対する支援 ・県内観光施設等で使用できる、連泊時にはECサイトでも使えるクーポンガイドブック付きの旅行プランを作成・販売 ・国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施 ○県民によるビワイチの体験機会拡大 ・県民の屋外活動が解禁された機会をとらえ、レンタサイクル料に補助することにより、「ビワイチ」「ビワイチプラス」の体験機会の拡大を促すとともに、周遊を通じた消費の拡大を図る。 	<p>反転攻勢に向けた取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造業に対する支援 ○地場産業に対する支援 ・地場産品の生地を使用した布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布（マスク配布プロジェクト） ○農畜水産業に対する支援 	
京都府		○京都産和牛や丹後とり貝の学校給食への提供	
大阪府		○賑わい回復の取組みを実施する府内商店街を支援	○文化芸術団体への支援 ○府民参加型の大規模スポーツイベントを開催
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○Welcome to Hyogo キャンペーンの実施 ・国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サービスの情報発信 ・おみやげ購入券付き地域特産品の販売 ・県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈 ・ひょうごツーリズムバスの拡大 ・旅行エージェント向けのファムトリップ ・国内路線就航都市でのひょうご安全宣言PR 	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街お買い物券・ポイントシール事業の実施 ○県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施 ○県産農産物の販売促進プロモーションの実施 ○県産和牛肉の学校給食提供の支援 ○農業大学校にICT対応設備や農機具を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内芸術家による無料コンサート等の実施支援 ○県域文化団体が市町ホール等で実施する芸術文化事業等の支援 ○県立美術館・博物館ミュージアムスタッフララーの実施
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○県内周遊・宿泊を意識した観光需要の喚起 ※具体的な取組については、(仮称)経済活性化検討部会を早急に設置し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○日用品や飲食などについて、地元(県内)での調達・消費、農産物の地産地消を推進 ○企業における感染症対策を支援 ○新しい生活様式を踏まえた「新しい生産様式」の探求、支援 ・再流行も想定した経営のあり方、サプライチェーンの見直し ○新しい生活様式を踏まえた「新しい・サービス提供様式」の探求、支援 ※具体的な取組については、(仮称)経済活性化検討部会を早急に設置し検討 	
和歌山県	○国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開		
徳島県	※検討中	※検討中	※検討中
鳥取県	○国の「GoToTravel キャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーン等を感染収束時に展開	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症収束時に、首都圏アンテナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施 ○国の「GoTo キャンペーン」の開催に合わせて、県内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等での鳥取フェアを開催 ○商店街等のにぎわいを取り戻すため、県民や県内事業者が行う集客促進、需要喚起につながるイベントやキャンペーンについて助成 	
京都市	○消費喚起に向けた販売促進支援 伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PR イベント等の取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援 ・商店街が実施するセールや集客イベント等の取組支援 ○市民による京都の魅力再発見(5月補正予算提案中) ・市民による飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を喚起するとともに市内事業者の支援につなげる。 	○消費喚起に向けた販売促進支援(再掲) 伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PR イベント等の取組支援
大阪市	※検討中	※検討中	※検討中
堺市	○国・大阪府等の動向を踏まえ検討中	○国・大阪府等の動向を踏まえ検討中	○国・大阪府等の動向を踏まえ検討中
神戸市	※検討中	※検討中	※検討中
関西広域連合	今後検討	今後検討	今後検討

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和2年5月28日

広域医療局

(5月26日現在)

1. 検査体制・検査能力

府縣市名	検査機関名	検査可能検体数/日
滋賀県	滋賀県衛生科学センター 地域外来・検査センター	95
京都府 京都市	京都府保健環境研究所, 京都府中丹西保健所 京都市衛生環境研究所, 民間検査所	300
大阪府 大阪市	大阪健康安全基盤研究所(森ノ宮センター・天王寺センター) 東大阪市環境衛生検査センター 医療機関(帰国者・接触者外来等) 大阪府各保健所, 民間検査機関	1,390
兵庫県	県立健康科学研究所 尼崎市立衛生研究所 姫路市環境衛生研究所 明石市, 県立加古川医療センター, 民間検査機関	332
和歌山県	環境衛生研究センター(60) 和歌山市衛生研究所(68)	128
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所 鳥取大学医学部附属病院	196
徳島県	徳島県保健製薬環境センター	96
堺市	堺市衛生研究所	40
神戸市	神戸市環境保健研究所	72
計		2,649
(参考)		
奈良県	奈良県保健研究センター, 奈良市, 民間検査機関、医療機関	186

2. 帰国者・接触者外来等設置箇所数 (5月26日現在)

府県市名	帰国者・接触者外来等箇所数
滋賀県	16
京都府	39
大阪府	70
兵庫県	59
和歌山県	27
鳥取県	17
徳島県	16
計	244

(参考)

奈良県	13
-----	----

3. 新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置 (5月26日現在)

府県市名	設置状況
滋賀県	3月30日設置、4月7日第1回協議会を開催、5月4日第2回協議会を開催
京都府	3月9日設置、3月9日第1回協議会、3月26日第2回協議会を開催 5月1日第1回周産期医療協議会を開催
大阪府	4月1日設置、4月3日第1回開催、4月21日第2回開催、5月20日第3回開催
兵庫県	3月24日設置、同日第1回協議会を開催、4月9日第2回協議会を開催、5月7日第3回協議会を開催、5月26日第4回協議会を開催
和歌山県	2月5日設置、2月5日和歌山県危機管理専門家会議(第1回)を開催、 3月12日同会議(第2回)を開催
鳥取県	2/22設置 2/22第1回プロジェクト会議開催、2/29第2回目、3/13第3回目、 4/3第4回目、5/12第5回目を開催
徳島県	3月6日設置、3月13日第1回協議会を開催、3月26日第2回協議会を開催 4月7日第3回協議会を開催、4月30日妊産婦・小児患者部会を開催

(参考)

奈良県	3月23日設置、3月30日新型コロナウイルス感染症に関する連絡会(第1回)以降、毎週開催(4月9日、4月16日、4月23日、4月30日、5月7日、5月14日、5月22日)
-----	---

※R2.3.1厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策の移行について」に基づく協議会

4. 都道府県調整本部の設置

(5月26日現在)

府県市名	設置日	名称	体制
	構成員人数・職種		統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）20名、行政職員7名		6名
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		1名前後/日
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）
	本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）
	新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		災害医療コーディネーター1名
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部	
	福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長 感染症担当課職員、医療担当課職員		
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応
	センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）		4名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	県内で入院患者が5名程度発生した段階から24時間体制
	本部長：病院局副局長兼保健福祉部副部長（医師） 本部長（搬送調整Co.）：県医師会及び県内医療機関の医師4名		3名

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）
	班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師） 事務員4名（うち1名看護師）+調整員2名（保健師、看護師）		1名

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

5. 帰国者・接触者相談センターの設置状況

(5月26日現在)

府縣市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・ 県庁及び大津市保健所（土日祝日を含む24時間対応）
京都府	8	・ 府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 7 保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	16	・ 9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・ 12保健所（平日9時～17時30分）中核市4 保健所 ・ 県庁専用ダイヤル（休日及び夜間17時30分～翌9時）
和歌山県	9	・ 8 保健所（支所含む）、和歌山市保健所 （平日9:00～17:45）※時間外・休日も対応
鳥取県	3	・ 2 保健所、鳥取市1 保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	6	・ 6 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）

(参考)

奈良県	6	・ 県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 4 保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	---

6. 一般相談窓口の設置状況

(5月26日現在)

府縣市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・ 県庁（平日・土日祝8時30分～17時15分） ・ 大津市保健所（平日8時40分～17時25分）
京都府	8	・ 府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 7 保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	1	・ 府庁（9時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・ 県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応） ・ 中核市4 保健所
和歌山県	10	・ 県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 8 保健所（支所含む）、和歌山市保健所（9:00～17:45）
鳥取県	4	・ 県庁（平日8時30分～17時15分） ・ 3 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	1	・ 県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・ 専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・ 大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・ 24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・ 本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・ 本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）

(参考)

奈良県	6	・ 県庁（土日祝日を含む8時30分～17時15分） ・ 4 保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	---

令和2年5月28日
広域医療局

新型コロナウイルス感染症対策に係る広域的な医療連携（概要）

1 広域的な医療連携に関する申し合わせ事項

※「第1回 新型コロナウイルス・感染症対策本部会議（3月15日）」において決定。

地域の医療資源を有効に活用し、関西圏域において、効率的・効果的に医療を提供できる体制を構築する。

（1）医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整

新型コロナウイルス対応関連医療資器材について、地域的な不足が生じた場合に広域的な融通調整を行う。

あわせて医療専門人材についても広域的な融通を行う。

（2）検査の広域連携

構成府県市において各地方衛生研究所等の検査処理可能件数を超える場合に備えて、検査体制、能力等の情報を共有するなど、関西圏域の地方衛生研究所等PCR検査可能機関の連携を支援する。

（3）広域的な患者受入体制の連携

① 感染期において医療機関が不足し、新型コロナ患者に係る様々な病床確保対策をとってもなお、医療を提供することが困難な場合に備えて、感染症病床数等の情報を共有するなど、関西圏域内での入院可能病院間での連携を支援する。

② 現在の患者拡大状況に鑑み、重症化した患者に重点化した医療体制へ移行できるよう対策を講じる。

③ 隣接の構成団体が保有する患者搬送車の広域提供について調整する。

2 これまでの対応と現時点の取組

（1）医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整

○医薬品・医療資器材の広域融通調整

関西広域連合管内の医療資器材の備蓄等について情報共有を行い、構成府県市間での広域調整を実施している。

（実績）

⇒京都市からの要請に伴い、鳥取県からサージカルマスクを1万枚支援（3月10日）

⇒滋賀県及び兵庫県に鳥取県からフェイスシールドを2,400枚支援（5月12日）

○医療専門人材の広域融通調整

転院が困難な重症・重篤者（ICU での治療・人工呼吸器等が必要な患者）への医療人材支援調整のため、「ECMO ネット※」との連携を進めている。

※ECMO ネット（日本 COVID-19 対策 ECMO ネット）

日本集中治療医学会、日本救急医療学会などが立ち上げた、新型コロナウイルス感染症関連の重症呼吸不全の診療をサポートする組織。

（2）検査の広域連携

関西広域連合管内の検査体制・受入可能検体数等について情報共有を行い、構成府県市間での広域調整を実施している。

（実績）

⇒和歌山県からの要請に伴い、大阪府が150検体の検査を受入れ（2月20日）

（3）広域的な患者受入体制の連携

構成府県市間における、広域医療局が一元的調整窓口として行う「広域患者受入調整方針」を定め、実際の運用に備えている。

（広域患者受入調整方針の概要）

- 調整主体
各府県の調整本部からの要請により、広域医療局が各広域調整担当者と連携し、受け入れ調整を行う。
- 対象患者の範囲
 - ・比較的症状が安定している「中等症患者」について調整の対象とする。
 - ・「重症・重篤者」は搬送が難しいため、医療人材の支援調整を行う。
- 広域調整の範囲
患者搬送に必要な機材の規格・能力等を考慮し、安全に患者搬送を行うため、原則として、通常、搬送時間が片道1時間以内の場合に行う。
- この方針に定めるもの以外に広域調整の必要が生じたときは、個別の状況に応じ、広域医療局が構成府県市と調整を行う。

※なお、国は、「無症状病原体保有者・軽症者」については自宅療養や宿泊施設による自府県内での対応を前提としているが、府県域を越えた意思決定機関である関西広域連合において、「無症状病原体保有者・軽症者」についても広域的な調整を進めていく。

【別紙】

重症度の考え方について(参考)

■新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた
入院医療提供体制等の整備について(改訂)【厚生労働省・令和2年3月26日】

シナリオで推計される「入院患者」とは「持続的な酸素投与が必要な肺炎を有する患者又は入院治療が必要な合併症を有する患者」のことであり、「重症者」とは「集中治療室（ICU）等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者」のことである。
なお、実際には、その患者の状態に基づき、医師が入院治療や重症管理の要否を判断されるものであることに留意されたい。

■新型コロナウイルス感染症の拡大を見据えた現場起点の医療体制

「神奈川モデル」【神奈川県・令和2年3月25日】

重症 : 人工呼吸/ECMO
中等症 : 酸素投与+ α
無症状・軽症 : 酸素投与不要

令和2年5月28日
本部事務局連携推進課
広域医療局

新型コロナウイルス感染症に係る企業からの物資の提供

新型コロナウイルス感染症患者の増加による医療物資の不足が、医療機関等に深刻な影響を与えていることから、関西の企業よりこれまでに次のとおり物資の提供をいただいた。

特に、関西経済連合会及び関西経済同友会におかれては、会員企業に支援を呼びかけていただき、随時、物資提供等の支援の申し出をいただいている。

1. 企業からの寄附の実績

企業名	受付日	物資	配布先
大幸薬品株式会社	R2. 4. 20	クレベリン（置き型・スプレー）8,128個	希望のあった構成府県市（8府県市に配布）
Sky株式会社 （同友会）	R2. 4. 20	一般マスク 3,000枚	京都府、大阪府、兵庫県
小野薬品工業株式会社 （同友会）	R2. 4. 21	N95マスク 1,200枚	京都府、兵庫県
日本生命保険相互会社 （同友会）	R2. 4. 24	防護服 100着 サージカルマスク 100枚 シューズカバー 400足	兵庫県 （直近の物品保有調査で保有量の少なかった府県）
三井住友信託銀行株式会社 （関経連）	R2. 5. 2	N95マスク 10,080枚	全構成府県市
築野食品工業株式会社 （関経連）	R2. 5. 11	不織布マスク 2,000枚	ドクターヘリ 運航スタッフ用
株式会社カナエ （関経連）	R2. 5. 13	N95マスク 3,360枚	京都府、大阪府、兵庫県
株式会社ファルコ ホールディングス （関経連）	R2. 5. 15	サージカルマスク 10,440枚	全構成府県市
株式会社クボタ （関経連）	R2. 5. 22	業務用空気清浄機 10台	調整中
住友電気工業株式会社 （関経連）	R2. 5. 25	医療用マスク 4,840枚 ゴム手袋 4,800組 防護服 27着	京都府、大阪府、兵庫県

※ 配布先については、連携推進課と広域医療局の協議により、物品保有調査を参考のうえ特定警戒府県を中心に配布。

2. その他

上記のほか、医療物資の購入についても複数の企業から支援の申し出をいただいております、その都度、構成府県市間で情報共有を行っている。

全国知事会緊急提言等

① 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言 (R2. 4. 30)	1
② 「緊急事態宣言」の延長を受けて (R2. 5. 4)	7
③ 緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言） (R2. 5. 5)	9
④ 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言 (R2. 5. 13)	11
⑤ 雇用調整助成金等に係る緊急提言 (R2. 5. 13)	15
⑥ 「緊急事態宣言」の一部解除を受けて (R2. 5. 14)	19
⑦ 「コロナ克服への道」共同声明 (R2. 5. 15)	21
⑧ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「飛躍的増額」に向けた緊急提言 (R2. 5. 20)	23
⑨ 「緊急事態宣言」の一部解除を受けて (R2. 5. 21)	37
⑩ 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言 (R2. 5. 22)	39
⑪ 「緊急事態宣言」の全面解除を受けて (R2. 5. 25)	41
⑫ 新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言 (R2. 5. 25)	43

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策に係る全国知事会の累次にわたる緊急提言に対して、真摯に対応いただき感謝申し上げたい。

この度、全都道府県を区域とする緊急事態措置の終期が5月6日に到来することを踏まえ、わが国の新型コロナウイルス対策を都道府県との協働により効果的に執行するとともに、経済社会における影響を極力抑えるために、政府におかれては今後の方針を早期にお示しいただき、以下の点について早急に対策を講じられるよう提言する。

記

1 緊急事態宣言について

(1) 緊急事態宣言については、国民生活に大きな影響を与えることから、国の責任において、感染拡大状況や医療体制など専門的知見に基づきできるだけ早く終了又は延長の判断を行うこととし、その際には発動・継続・解除の基準を具体的に明らかにした上で、今後の終息に向けた見通しを早急に示すなど、厳しい状況に耐え奮闘してきている国民、事業者、地域に対して十分説明責任を果たすとともに、その根拠となるデータや専門家会議の議論について、広く国民と共有できるようにすること。また、緊急事態宣言を継続せざるを得ないと判断する場合、国として覚悟をもって集中的に対策を講ずるとともに、一部の地域のみ解除することにより「新たな人の動き」を生じさせ全国的に感染拡大させることがないよう、全都道府県を対象地域とすることを視野に検討し、その際、地域ごとの実情を踏まえ、感染の実態に応じ、段階に応じた対策(学校での活動、屋外活動、少人数会合等)を、政府として明示すること。

(2) 学校については文部科学省として責任をもって学校の休業・再開の基準・ガイドラインを示すこと。また、5月7日以降も学校の臨時休業を継続する選択を自治体が行うこととなる場合は、自治体間や児童生徒間で学習機会の格差が生じないよう、ICTを活用したオンライン学習やNHKなどテレビを活用した学習機会を確保するとともに、これまでの学校臨時休業により不十分となっている学習が確保されるよう、家庭学習に必要な教材の作成・郵送費等、環境整備のための支援や、教員や学習指導員等の支援の拡充、土曜日や長期休業期間も活用するなどの教育課程の弾力的な編成、受験及び就職に関する配慮事項等について早急に検討すること。

併せて、諸外国でおこなわれている9月入学制についても、就職の時期や行政・企業の会計年度なども含めて社会に幅広い影響を及ぼすことになるものであり、様々な見地から各界各層を交え検討を要する国家的重要課題であるが、一方、学校休校の長期化に対する不安を解消するとともに、子どもたちのグローバルな活躍にも資するものでもあり、政府におかれては国民的な骨太の議論を行うこと。

(3) 観光地の旅館・ホテルや道路については、新型インフルエンザ等対策特別措置法と旅館業法や道路法をはじめとした他法令との整合性について、法改正も含め、各自治体が感染拡大防止に向けた実効性ある取り組みを行えるような措置を講ずること。

- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の対象範囲外の施設に対する同法第24条第9項による営業休止など、「必要な協力の要請」に関する都道府県対策本部長の裁量権を拡大すること。
- (5) 大型連休中の往来自粛は全国的な課題であり、国民の行動変容を強く促すよう、テレビや新聞、ホームページ、インターネットの検索連動型広告やディスプレイ広告等を使って、これまで以上に積極的かつ大々的な政府広報を実施するとともに、交通事業者等にも呼びかけを行うこと。
- (6) 感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起を行うことはもとより、外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実効性のある次なる措置について国において検討すること。

2 実効性ある感染症拡大防止対策の強化について

- (1) 特定警戒都道府県を中心に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請を行っても協力が得られず、同法第45条第2項の規定による要請や同条第4項の公表を行ってもなお営業を継続する事業者が存在するところである。全国にチェーン展開する事業者に対し政府としても休業等を要請するとともに、協力に応じた事業者への補償・支援の一層の充実を早急に図ること。また、こうした補償・支援を特別措置法に位置付け、国の財源措置のもとに実施できるようにするとともに、都道府県知事の指示に従わない場合には罰則適用の対象とする等、法制度も含め早急に実効性を担保する措置を講ずること。
- (2) 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発しており、感染者を社会全体で支えていく意識づくりはもとより、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため法的措置を設けるなどの改善を図ること。
また、感染者の早期発見、早期隔離、行動履歴調査、濃厚接触者追跡調査により感染封じ込めを徹底して行えるよう、財政措置や情報共有体制はじめ効果的な促進を図ること。
- (3) 感染が確認された患者情報は、感染症法に基づき医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、都道府県が地域の総合調整を行えるよう、入院患者に対するPCR検査件数を含め患者情報を集約するシステムを構築すること。
- (4) 羽田空港・伊丹空港で行われているサーモグラフィーを活用した体温測定について、すべての他空港に拡大するなど、水際対策の更なる徹底を航空会社に要請するとともに、発熱等による体調不良者の搭乗拒否を航空会社が行いやすくなるよう広く呼びかけること。
さらに、各自治体が離島等の空港やフェリーターミナルに配備するサーモグラフィ

一が不足していることから、国においても調達・確保に向けた対策を講ずること。

3 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

(1) 簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な実用化に向けて、基金を創設するなど、大胆な資金投入を行い、国を挙げて新薬の製品化を支援すること。

また、アビガンに加え、レムデシビルの使用などについて、特例承認制度の活用や、治験終了後、薬事承認を可能な限り迅速に行うことなどにより、薬剤治療の実用化へ早急に道を開き、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心な医療体制を構築すること。

(2) 感染拡大防止のため、すべての自治体が感染者の早期発見、早期治療、徹底した行動歴の調査を実施できるよう、国においては、PCR検査の受検機会の拡大や不足している試薬、綿棒の調達・確保などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

また、医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給する努力を重ねておられるが、住民の健康と命を守るため日夜懸命に診療に当たっている医療従事者、医療機関等へ、感染防御等に必要なサージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資が一日も早く十分に行き届くよう、調達状況の情報や見込みを明らかにすることを含め、更なる対策を講じられることを強く求める。

さらに、医療従事者に対する手厚い危険手当の支給や医療機関に対する財政的支援等を実施するための財源措置を速やかに講じるとともに、医療従事者が不足する事態に陥らないよう人材確保の対策を講じること。

(3) 重症・中等症患者受入れに係る診療報酬の増額が行われたが、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状・疑似症患者を入院・外来治療する場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ診療報酬のさらなる増額を行うこと。

また、空床確保に係る国庫補助の単価が実態と大幅に乖離していることから、単価を大幅に引き上げるとともに、病棟単位での確保、感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟及び外来診療も対象とするなど、入院医療機関に対する支援を具体的に措置すること。

さらに、軽症者については、自宅療養では症状の急変への対応が遅れる場合があることを踏まえ、宿泊施設での療養が基本であることを改めて国民に広く周知すること。

(4) 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班で調査した結果を速やかに取りまとめ、動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。あわせて、上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援を機動的に実施すること。

(5) 無症状者からも感染がおりうることを踏まえ、妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。

- (6) 高齢者や障がい者の入所施設等で感染が生じた場合、重症化・クラスター化のおそれが高く、感染防止対策の徹底が求められる。また、感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスク低減のための体制整備や職員の確保など、万一の備えも欠かせない。このため、感染防止対策や代替サービスの提供などに取り組む施設等に対して、報酬加算等の財政支援を充実すること。
- (7) 新型コロナウイルスの地域における感染状況を把握する上で抗体検査は重要であり、早急に抗体検査の有効性を確認し、国の責任で、全国において抗体検査を実施すること。

4 緊急経済対策について

- (1) 緊急事態宣言の期間やこれに伴う事業者への休業要請が延長された場合、今般の補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」の金額では必要な額に不足することが強く懸念されることから、補正予算に計上されている予備費の活用に加え、追加の経済対策を躊躇なく講じることにより、交付金の総額を大幅に増額すること。
- (2) 収入が減少した事業者にとって家賃は固定費として大きな負担であり、事業継続に向けて切実な障壁となっていることから、家賃の軽減等を行う法的措置の制度化や支援制度の創設を早急を実施すること。
- (3) 交付額の算定に当たっては、十分な財政力のある自治体はもとより、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止や経済活動の回復に向けた取組に対して、十分かつ確実な財政措置を行うこと。
また、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済への支援を各都道府県がスピード感をもって実行できるよう、速やかに対象事業や遡及適用などの制度設計を行うとともに、事前協議への迅速な対応、提出書類や審査の簡素化を図ること。
さらに、各地方自治体の実情に応じて創意工夫を図り、実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、離島航路など地方公共交通機関の維持・確保に係る経費も対象とするほか、後年度において事業者への資金融通に対する利子補給を行うための基金造成などの年度間流用も含め柔軟に活用できる、自由度の高い制度とすること。
- (4) 国の責任で緊急事態宣言の発出を行った以上、国の責任において休業要請の対象となる行為・施設等の範囲及び財源措置を国が個別具体的方針を明確に示すとともに、各都道府県が実施する緊急事態措置に協力した事業者等に対する協力金をはじめとする個人や事業主に対する補助金や助成金等について、現下の危機的状況に鑑み、特例的に非課税扱いとすること。
- (5) 緊急経済対策で創設された国の支援制度について、制度の周知徹底、使い勝手の向

上、申請手続きの簡素化などに取り組み、支援を必要とする者に一刻も早く現金を届けられるようにすること。

「持続化給付金」については、予備費の活用を含めその総額を増額させ、売上げ要件の緩和や事業所単位での支給など対象者の大幅な拡充を図るとともに、速やかに事業者者に周知徹底し、オンライン以外の手続きも含め受付体制を整えること。また、複数回支給するなど大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となる制度とすること。

「雇用調整助成金」については、従業員への休業手当の支払後でなければ申請ができないため、企業の資金繰り支援及び企業の雇用維持に向けた動機付けの効果を高める観点から、休業手当の支払い前に支給申請が可能となるよう、手当支払いを証する確認書類を後日提出とするなど迅速な支給のための改善措置を講じること。あわせて、上限額の引き上げを行うこと。

さらに、「特別定額給付金(仮称)」を早期に支給できるよう、システム改修など費用負担も含め早急に対策を講ずるほか、障がい者も含め生活支援対策をきめ細かく講じること。

(6) 激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用を行うこと。

(7) 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、リーマンショック時に設けられた緊急雇用創出事業のように雇用の受け皿を確保するための制度や、休業した事業所の従業員と他の事業所とのマッチング制度を創設するなど、雇用支援策を講ずること。

さらに、障がい者、高齢者、子ども、さらに、アルバイト収入がなくなっている学生等を支援するため、自治体が行う様々な生活支援事業についても交付金の対象とするなど、国としての財政的な支援を行うこと。

(8) 中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、国においても積極的に事業者への周知を図るとともに、融資上限を引き上げるなど制度拡充を行うこと。また、売上が減少した事業者のために国に先行して実施した利子及び保証料に対する支援についても国の補助の対象とすること。

(9) 農林水産物の消費が低迷していることから、農林水産事業者を支援するため、各家庭において地元産物を購入するなど地産地消を進めるよう、国としても強く呼びかけを行うこと。また、価格が大幅に低下している花きなどの施設園芸品目への支援策の拡充を図ること。

(10) 新型コロナウイルス感染症の終息後における経済対策での活用や、住民サービスのさらなる向上に向け、マイナンバーを活用した新たなサービス提供が可能となるよう、個人番号等を利用することができる事務を拡大すること。

5 風評被害の防止と個人情報保護の徹底について

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではない。特に、感染者やその家族の個人情報の追求や、SNS等による拡散のおそれは深刻であり、感染を拡げないようにするための疫学調査の実施にも支障を来している状況である。こうした現状を踏まえ、国において、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を、法的措置を含め講じること。

令和2年4月30日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

本部員 43 都道府県知事

「緊急事態宣言」の延長を受けて

全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令以降、「接触機会の8割削減」に向けた全都道府県を挙げた取組みにより、感染者数に一定の減少傾向は見られるものの、依然として予断を許さない状況が続いている。

本日、全国を対象とした「緊急事態宣言」が延長されることは、感染拡大を何としても封じ込めるためにも、やむを得ないものと考えるが、国民や事業者に更なる自粛を強いることとなるため、国においては、

- ・ 「緊急事態宣言」の延長について、その根拠となるデータや専門家会議での議論の国民への分かりやすい説明
 - ・ 「特定都道府県」における行動制限や自粛を緩和する「新しい生活様式」の詳細や、「特定警戒都道府県」における「感染防止策を講じることを前提に開放する」対象の具体的明示及び国民への広報
- など、今後の終息に向けて、希望を持てるよう、「緊急事態宣言」の解除に向けた基準など、「出口戦略」をしっかりと構築し、広く国民の皆様と共有していただきたい。

また、国民の不安解消に向け、

- ・ 総事業規模117兆円の「緊急経済対策」について、必要とする人や事業者に分かりやすく、速やかに行き渡るよう「スピード感」と「見える化」及び甚大な影響を受けている地域経済への一層の支援
 - ・ 「医療崩壊を何としても防ぐ」ため、簡易検査キット、特効薬、ワクチンの早急な実用化をはじめ、医療従事者や医療機関に寄り添った財政支援並びにその家族を含めた「人権侵害」や「風評被害」に対する断固たる「法的措置」
 - ・ 特措法に基づく「休業要請、指示、公表」に応じない事業者に対する補償・支援の特措法への位置付けや罰則の適用など、実効性を担保する措置
 - ・ 自治体間や児童生徒間での学習機会の格差が生じないように、ICTを活用したオンライン学習など「学習機会の確保」と、受験や就職に関する配慮及び「9月入学制」の政府による国民的な骨太の議論
 - ・ 国民や事業者に更なる負担を強いることを踏まえ、「地方創生臨時交付金」や「緊急包括支援交付金」、「持続化給付金」、「雇用調整助成金」更には「特別定額給付金」など、こうした対策の充実を図る第2弾の補正予算の速やかな検討
- など、更なる対策の強化を求めたい。

全国知事会としても、国と心をついに、この新たな国難「新型コロナウイルス感染症」を克服すべく、全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年5月4日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、全国知事会の累次にわたる緊急提言等に真摯にご対応いただいていることに感謝申し上げるとともに、緊急事態宣言が全国を対象として5月7日以降31日まで延長されることが決定され、全国知事会としても、政府と引き続き緊密な連携を図り、国民と心をつなげて、一日も早く国民の皆様の安全・安心な生活を取り戻すことができるように全力を尽くしてまいりたい所存である。

については、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、国民生活・経済・雇用に広がりつつある甚大な影響をできる限り緩和するため、政府におかれては以下の点について早急な対策を講じられるようお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言の出口戦略と医療体制の整備について

- (1) 現下の厳しい情勢から更に自粛要請等を継続して行うことは国民生活や経済の停滞感を深刻化させかねないことから、国として国民への説明責任を果たすとともに、厳しい状況に耐え奮闘してきた国民、事業者、地域に今後向かうべき出口への道筋を示すため、緊急事態宣言の解除及び特定警戒都道府県からの除外の基準について具体的に明らかにし、終息に向けた見通しを示すこと。
- (2) 住民の命と健康を守る体制を確保することは優先的課題であるとともに、できる限り早期に緊急事態宣言解除へそれぞれの地域が向かうためにも、特効薬及びワクチンの早期実用化、医療機関に対する必要な物資・資機材、人材等の支援や診療報酬・空床補償等の財政措置、PCR検査や疫学調査の体制強化など、各地域の防疫・医療提供体制の充実・強化のための十分な支援策を講ずること。
- (3) 基本的対処方針で一定程度の枠組みは示されたが、「特定警戒都道府県以外の特定都道府県」において行動制限や自粛を緩和する「新しい生活様式」の具体的な詳細について、それぞれの地域や業界において行うことができる活動の内容・基準を早急に明らかにするとともに、「特定警戒都道府県」でも「徹底した行動変容」を求めつつ国による学校や公園、図書館など制限緩和可能な施設等の基準や緩和方法についての専門的な知見を踏まえ、地域の状況により休業要請の継続や停止を知事が適切に判断できるよう条件整備を図ること。
- (4) 少なくとも緊急事態宣言が発令されている期間においては、一部地域で解除された場合であっても、都道府県をまたいだ移動は特に必要な場合を除いて行わないよう、引き続き国においても強く呼びかけること。
- (5) 引き続き緊急事態措置等を円滑に遂行していくため、特措法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則や、保健所の積極的疫学調査等に協力を求める際の実効性の担保について、法的措置を含め早急に対策を講ずること。

2 強力な第2次補正予算の編成について

- (1) 緊急事態宣言の延長に伴い、更に一層国民生活や経済雇用の困窮が高まることは必定であり、「雇用調整助成金」の上限額引上げ、「持続化給付金」の売上減少要件の緩和も含め、早急に追加の経済雇用対策を講ずることとし、速やかに第2次補正予算の編成に着手すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については「協力金」等として充当する動きが広がっているほか、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用して軽症者向けの宿泊療養施設を設置する費用も必要となってくるなど、当初の総額では不足することが明らかとなってきた上、今般の緊急事態宣言の延長により、さらに必要額が増大することから、両交付金の飛躍的増額を行うこと。
- (3) 以上のほかにも、中小企業等の経営圧迫要因となっている家賃など固定費の負担の軽減に向け、立法措置も含め早急な支援措置を講ずるなど、厳しい地域の現状に即した機動的対策を実施すること。

3 今次経済対策の早期かつ円滑な実施について

- (1) 4月30日に成立した補正予算に計上された「持続化給付金」及び「特別定額給付金」、また特例措置が拡充された「雇用調整助成金」について、早く支援を受けたい、申請手続きが煩雑、制度がわかりにくい等の声が早速寄せられているところであり、早急に国民や事業者の手に十分な支援が届くよう、受付相談体制の拡充や審査の簡素化をはじめスピーディな対応が全国で実施できるよう、万全の支援環境を整えること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の実情に応じて柔軟な執行ができるようにすること。

4 未来を担う子どもたちの教育機会確保について

総理による全国一斉休校呼びかけ以来2か月余にわたり、全国各地で十分な授業時間が確保できない状況にあることに加え、この度文部科学省から「学校運営上の工夫」が示されたものの、地域における感染状況を踏まえ当面学校を再開することが困難な状況にある地域もあり、子どもたちの学習機会の不足が強く懸念されていることから、ICTやテレビを活用した学習の実施や、地域格差が生じないように、カリキュラムの見直し、大学入学試験での対応をはじめ、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のための各種対策を緊急に講ずること。併せて、9月入学制について、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、各界各層を交えて骨太の議論を行い、その結論を得ること。

令和2年5月5日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、緊急事態宣言解除の判断基準をはじめ、全国知事会の累次にわたる緊急提言等に真摯にご対応いただき、深く感謝申し上げます。

「一部地域で緊急事態宣言の解除も視野に入ってきた」と伝えられているが、この間、国・地方が緊密に連携して対策を進めてきた成果と考えられる一方、新型コロナウイルスとの闘いを全国的に展開することの重要性はいささかも変わるものではなく、「感染症拡大防止対策」と国民生活・経済・雇用に広がりつつある「甚大な影響を一定程度緩和すること」とのバランスを取りながら、各地域の実情に即した対策を国・地方協働して断行しなければならない。

この非常に難しい局面をわが国が乗り切っていくため、政府におかれては以下の点について早急な対策を講じられるようお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言について

- (1) 緊急事態宣言の解除及び再宣言並びに特定警戒都道府県に係る除外及び再指定の基準について、国民に対し速やかかつ具体的に明らかにするとともに、自粛等に過度なゆめが生じないよう解除地域での休業要請の取扱いも含め配慮すること。また、緊急事態宣言の解除や基本的対処方針改訂等に当たっては各都道府県と十分な調整を図ること。
- (2) 少なくとも緊急事態宣言が発令されている期間においては、仮に一部地域で解除された場合であっても、都道府県をまたいだ不要不急の移動は行わないよう、緊急事態宣言対象区域とそれ以外の区域との往来自粛の呼びかけの発出や「交通事業者等の協力体制構築」、「発熱時の交通事業者等による搭乗制限」など、引き続き国において強力な措置を講じること。併せて、今後、観光での越境についてどのように認めていくのか、専門的知見を踏まえ方針を示すこと。
- (3) 緊急事態宣言の対象となる地域はもとより、「緊急事態宣言が解除された地域」においても、宿泊・観光業をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症により事業活動に多大な影響が生じる事業者は多数にのぼるとともに、防疫・医療提供体制の整備も引き続き必要となることから、こうした地域に対しても引き続き交付金等による国の財政支援を十分に行うこと。
- (4) 特定警戒都道府県、特定警戒都道府県以外の特定都道府県及び緊急事態宣言が解除された都道府県それぞれにおいて、各地域や各業界で行うことができる活動のガイドラインを専門的な知見も踏まえて早急に明らかにすること。
- (5) 引き続き緊急事態措置等の感染防止対策を円滑に遂行していくため、特措法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則を設けるほか、全国チェーン等への国による働き掛けを行うとともに、緊急事態宣言が解除された地域も含め、「保健所の積極的疫学調査への協力」、「軽症者等の宿泊施設での療養」や「自宅での健康観察要請」について、実効性を担保する法的措置等を早急に講ずること。

2 医療提供体制・検査体制の充実強化

- (1) 住民の命と健康を守る体制を確保することは優先的課題であるとともに、できる限り早期に緊急事態宣言解除へそれぞれの地域が向かい、地域経済の回復に向けた取組を展開していくためにも、特効薬及びワクチンの早期実用化に向けた基金創設など大胆な資金投入を行うこと。また、アビガンやレムデシビル等の使用拡大や、抗体検査導入を加速すること。
- (2) 今後の感染拡大を抑え、経済・社会活動と調和を図っていく上で、検査体制の抜本的拡充は不可欠であり、PCR検査や疫学調査の体制強化を図り、PCR試薬・綿棒を確実に供給するとともに、検査会社の一極集中を是正し、妊産婦等医療現場への検査対象の拡大など、積極的に支援すること。また、14日間の経過で宿泊療養や自宅療養の解除に当たりPCR検査を不要とすることができるとしている4月2日付けの厚生労働省事務連絡について、国として説明責任を果たすこと。
- (3) 医療機関はもとより、保健所、衛生研究所、施設内感染が懸念される福祉施設等も含めて、必要な医療用・衛生用物資・資機材、人材等の支援を行うこと。
- (4) 地域の実情に応じて必要な医療提供が行えるよう、受診控えによる外来減少で減収が生じていることも踏まえ、診療報酬や空床補償等の財政措置をはじめ、医療従事者への危険手当、軽症者宿泊療養施設の確保も含め、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による弾力的かつ十分な措置を講ずること。また、感染症指定医療機関や重点医療機関等においては、従来の診療活動を縮小せざるを得ず病院経営が圧迫されている現況に即し、診療報酬に加えて直接的かつ中長期的な財政支援を行うこと。

3 強力な第2次補正予算の編成について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国民生活や経済雇用の困窮が高まっていることから、「雇用調整助成金」の上限額引上げ、「持続化給付金」の売上減少要件の緩和や今年創業した事業者への給付対象拡大、公庫以外の無利子融資限度額引上げも含め、早急に追加の経済雇用対策を講ずることとし、速やかに第2次補正予算の編成に着手すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については「協力金」等として充当する動きが広がっているほか、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用して軽症者向けの宿泊療養施設を設置する費用も必要となってくるなど、当初の総額では不足することが明らかとなってきた上、今般の緊急事態宣言の延長により、さらに必要額が増大し、今後の感染拡大に備えた医療・検査体制整備や学校教育体制強化などのハード・ソフト両面の需要が見込まれることから、十分な財政力のある自治体はもとより、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、当面は「予備費1.5兆円」を充当するとともに、「両交付金の飛躍的増額」を行うこと。
- (3) 以上のほかにも、中小企業等の経営圧迫要因となっている「家賃など固定費の負担の軽減」に向け、早急に実効性ある支援措置を講ずるとともに、困窮する学生に対する支援措置やリーマンショック時のような基金を活用した緊急雇用対策など、厳しい地域の現状に即した機動的対策を実施すること。特に、甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業、交通事業などに対しては抜本的な経営支援策を講ずること。

4 今次経済対策の早期かつ円滑な実施について

- (1) 4月30日に成立した補正予算に計上された「持続化給付金」、「特別定額給付金」及び特例措置が拡充された「雇用調整助成金」について、「早く支援を受けたい、申請手続きが煩雑、制度がわかりにくい」等の声が早速寄せられているところであり、早急に国民や事業者の手に十分な支援が届くよう、受付相談体制の拡充や審査の簡素化をはじめスピーディな対応が全国で実施できるよう、万全の支援環境を整えること。
この際、「雇用調整助成金」については、生産指標要件の撤廃など抜本的な申請手続等の改善を図り、例えば小規模事業者への定額給付導入なども含め、速やかに事業者・被用者の救済を実現すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の実情に応じて柔軟な執行ができるようにすること。

5 未来を担う子どもたちの教育機会確保について

総理による全国一斉休校呼びかけ以来2か月余にわたり、全国各地で十分な授業時間が確保できない状況にあることに加え、この度、文部科学省から「学校運営上の工夫」が示されたものの、地域における感染状況を踏まえ、当面学校を再開することが困難な状況にある地域もあり、子どもたちの学習機会の不足が強く懸念されている。また、今後の緊急事態宣言の解除等に伴い、順次「学校の再開」がなされた場合においても、学力格差の解消策を積極的かつ戦略的に推進することが不可欠である。

そこで、現実に即した教室の利用基準を示すとともに、GIGAスクールやオンライン教育などICTやテレビを活用した学習の実施や、今年度中の学年のあり方を含めたカリキュラムの見直し、大学入学試験の特例措置をはじめ、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のため、速やかに検討し、各種対策を緊急に講じること。併せて、9月入学制について、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、各界各層を交えて骨太の議論をしっかりと行い、その結論を得ること。

6 新しい生活様式の実現と抜本的な感染拡大防止対策の戦略的展開

今後予想される新たな感染拡大の波を乗り越えるため、新型コロナウイルスと闘いながら経済・社会活動を進め、感染拡大防止を持続的に図るべく、国民の行動変容による「新しい生活様式」を実現するためのガイドラインを事業別等で早急に作成するとともに、積極的な啓発を展開し、テレワークや5G環境など情報通信基盤の整備を推進するなど、国として積極的な対策を早急に講じること。

また、緊急事態宣言解除後の経済・社会活動の早期正常化に向け、感染者の早期発見・追跡・入院など、感染拡大防止策の戦略的な展開を図ることとし、国・地方を通じた感染症対策に係る行政組織のあり方の検討や、今後の感染爆発に備えたICU拠点の確保など大都市圏の重症患者受入体制の検討等、都道府県との協働により国としても危機管理体制の確立を急ぐこと。

令和2年5月13日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

本部員 43都道府県知事

雇用調整助成金等に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全国に緊急事態宣言が出される中、幅広い業種の事業者において、事業活動の休止や縮小を余儀なくされており、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっている。

また、地方公共団体の労働相談窓口では、休業に伴う賃金に関する相談や解雇・雇止めに関する相談などが急増しており、緊急事態宣言の期間延長により、事業者、労働者ともに雇用の維持への不安がさらに深刻化することが懸念される。

今回の感染症の拡大は、これまでにない規模であらゆる事業者に影響を及ぼしていることから、日本経済への打撃は測り知れないものとなる恐れがある。

このため、休業を余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そして事態収束後、早期に日本経済の回復を図っていくためには、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）が確実かつ迅速に利用されることが極めて重要である。

国においては、これまで助成率の拡充や要件緩和、申請書類の簡素化等を講じており、ほぼ全ての事業者が助成金を利用できる状況にはなっているが、その内容について十分な認知や理解がされておらず、また依然として申請手続上のハードルがあるために、確実かつ迅速に支給されているとは言い難い状況である。また、度重なる制度改正により、現場は混乱を来しており、制度として破綻寸前にある。

助成金が真に役立つものとなるよう、国が責任を持って周知・啓発の徹底と利用促進を図り、さらなる手続きの簡素化や支援内容の拡充を講じられるよう提言する。

なお、今回浮き彫りになった課題を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行ったうえで、制度を恒久化していくこと。

1 休業手当制度の理解促進について

休業手当制度について、事業者が十分に理解していないため、適切に支給しないまま休業を続けるケースも懸念されており、結果として、雇用の維持に向けた助成金の利用に繋がらないことから、社会保険労務士などを活用して、すべての事業者に対し、休業手当制度の理解促進を図ること。

2 助成金制度の周知と利用促進について

助成金については、緊急雇用安定助成金の新設をはじめとしてこれまで複数回にわたり制度の拡充や要件緩和等が行われており、事業者等の混乱も想定されることから、最新の制度に関してあらゆる手段を講じて周知を行い、助成金の利用促進を積極的に図ること。

特に、パートやアルバイトなど雇用保険被保険者でない労働者が対象となる緊急雇用安定助成金については、利用が進んでいないことから、事業者への徹底した周知と利用促進が必要であること。

また、労働保険料の滞納がある場合等についても特例措置が設けられたところであり、労働保険の加入手続をとっていない事業者に対して周知の徹底を図ること。

3 助成金制度の改善について

(1) 申請手続等の改善について

- ① 緊急対応期間中においては、事業者の資金繰りに配慮し、申請から支給決定に至るまでの処理期間（具体の期限やスケジュール）を設定するとともに、休業手当支給前の助成金申請を可能とし、手当の支給を証する確認書類の後日提出を認めるなど概算払の導入や持続化給付金のような定額支給を検討すること。
- ② 生産指標要件の指標の確認に時間がかかり申請が困難となっている事業者もいることから、生産指標要件を撤廃すること。
- ③ 雇用保険被保険者と非加入労働者が混在する場合、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金それぞれの申請が必要となるが、単一樣式での申請を可能とするなど、手続の簡素化を検討すること。
- ④ 都道府県知事からの要請等により急遽休業等に対応せざるを得ないケースも想定されることから、労使間の休業協定の省略を認めること。
- ⑤ 休業等実施計画届は6月30日までの事後提出が可能となっているが、これを省略し、実績一覧表の提出のみをもって申請可能とすること。
- ⑥ 計画届提出時における「事業所の状況に関する書類」については誓約書等に対応可能とし、「組合員名簿」についても労働者代表選任届に添付する労働者の委任状を不要としていることから、同様に不要とすること。また、支給申請時における「就業規則・給与規定・労働条件通知書」、「出勤簿」、「年間休日カレンダー」についても事業者の事務負担軽減の観点から誓約書等に対応可能とすること。

(2) 支援内容の拡充について

- ① 資金繰りに不安がある事業者が、躊躇なく休業手当を支給することができるよう助成金上限額（日額8,330円）の引き上げ（教育訓練加算額の引き上げを含む。）を検討すること。
- ② 中小企業に対する特例措置について、都道府県知事の休業要請対象外の中小企業についても、外出自粛要請や取引先の休業など間接的な影響を受けていることから、助成率を一律10/10とすること。
- ③ 緊急事態宣言の期間延長に伴い、休業期間の長期化の影響が懸念されることから、支給限度日数の拡大や状況に応じた緊急対応期間の延長など、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう必要な措置を早急に講じること。

4 体制等の強化について

制度に関する問い合わせが各労働局・ハローワークに殺到しており、相談のための電話がつかない、また来所しても長時間の待ち時間となるなど、申請までに時間や手間がかかる状態が続いているため、事業者が円滑に相談でき、速やかに申請できるよう、窓口体制の拡充を図ること。

また、社会保険労務士による積極的な手続支援が進むよう、その連帯責任を問わない運用が明確となるよう、周知の徹底を図ること。

さらに、オンライン申請の導入にあたっては、手続に不慣れな事業者が円滑に申請できるよう、商工団体・金融機関・行政書士等その他の民間機関も活用した支援策を検討すること。

5 財源措置について

感染症拡大の影響を受ける事業者の雇用の維持に向けた地方公共団体が行う取組（助成金の円滑な申請手続を補完するための社会保険労務士などの専門家の活用や支援員の配置など）に対して、十分な財政措置を講じること。

6 雇用保険の特例措置について

激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる特例措置について、今回も適用し、労働者自らが給付請求できるとともに、事業主側の休業手当支給負担を軽減できるよう、弾力的な運用を行うこと。この場合、特に次の点を考慮すること。

- ・パート・アルバイト等雇用保険被保険者とならない者への適用
- ・支給率及び上限額の引き上げ
- ・受給者の休業・一時離職前の被保険者期間の通算

令和2年5月13日

全国知事会 会長
徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 農林商工常任委員会委員長
広島県知事 湯崎 英彦

「緊急事態宣言」の一部解除を受けて

本日、39県で「緊急事態宣言」が解除されるとともに、「解除及び再指定の基準」が示されたこと、「社会経済の活動レベルを段階的に上げていく方針」が示されたことは、全国知事会がこれまで提言してきたことであり評価できる。

全国知事会においては、まずは、「全都道府県」での緊急事態宣言の解除、そして次なる「感染拡大の波」に備え、47都道府県が一致結束し、強靱な医療提供・検査体制を構築するとともに、社会全体で「新しい生活様式」を取り入れ、メリハリをつけて社会経済活動を段階的に上げていくことで、「コロナに負けない」新たな日本を築いていく所存である。

今後、国においては、過度の緩みが生じない様、

- ・ 少なくとも緊急事態宣言発令中は「都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛」、特に、「特定警戒都道府県等との間の移動の自粛」を求める「強いアナウンスの発出」
- ・ 「新しい生活様式」が定着するよう、国民の皆様への「広報の強化」

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据え、

- ・ 「地方創生臨時交付金」及び「緊急包括支援交付金」の当面の予備費1.5兆円の充当及び第2次補正予算に向けた飛躍的な増額
- ・ 経営が圧迫されている感染症指定医療機関等への財政支援
- ・ 雇用調整助成金の上限額の大幅な引き上げや手続の簡素化など、必要とする人や事業者に分かりやすく、速やかに行き渡るよう「見える化」と「スピード感」
- ・ 学校休業の長期化により、学習機会の格差が生じないよう「今年度中の学年のあり方」をはじめカリキュラムの再編成や受験・就職への配慮などの速やかな明示
- ・ 国家的改革論議である「9月入学制」のしっかりとした骨太の議論

さらには、今後予想される「感染拡大の第2波、第3波への備え」として、

- ・ ワクチンの早期実用化に向けて、基金創設など「大胆な資金投入」
- ・ PCR検査や疫学調査の体制強化
- ・ 感染爆発に備えた「ICU拠点の確保」など大都市圏の重症患者受入体制の構築など、更なる対策の強化を求めたい。

全国知事会として、国と心をついに、「感染症拡大防止対策」と「社会経済活動」とのバランスを取りながら、各地域の実情に即した対策を断行していく覚悟である。

令和2年5月14日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

「コロナ克服への道」共同声明

昨日、8都道府県以外の緊急事態宣言が解除されたが、これは「終息への始まり」ではなく、新型コロナウイルスの拡大防止を図りながら経済と日常生活の復活を目指す「新たな闘いの始まり」だ。

厄介な見えない敵「新型コロナウイルス」は、国内はじめ世界をめぐり、再び新たな感染の波をもたらしてくる。緊急事態宣言継続地域はじめ、我々47人の知事は、国民や事業者、医療従事者の皆様、そして国と心一つに未曾有の難局に立ち向かうことをここに誓う！

コロナに負けない社会をつくりましょう。

手綱を緩めることなく、次なる「感染拡大の波」に備え、感染者の早期発見・追跡・入院が可能な強靱な医療提供・検査体制を構築するとともに、社会全体で「新しい生活様式」を取り入れ、メリハリをつけて社会経済活動を段階的に引き上げていくことで、「コロナに負けない」新たな日本を築きます。

新型コロナウイルス感染症に打ち克つ 「新しい生活様式」を取り入れましょう。

- ・密閉・密集・密接の「3密」は避けましょう！
- ・人との距離2m（フィジカル・ディスタンス）、こまめな手洗い、咳エチケットなど、感染防止の生活スタイルを定着させましょう！
- ・緊急事態宣言継続地域では、引き続き人との接触8割削減を目指し、不要不急の外出は自粛（ステイホーム）しましょう！
- ・テレワークや時差出勤など働き方の新しいスタイルを進めましょう！
- ・緊急事態宣言発令中は、都道府県をまたぐ不要不急の移動は控えましょう！特に、特定警戒都道府県等とその他の県との間の往来は、厳に慎みましょう！

令和2年5月15日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部
 本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門
 副本部長 鳥取県知事 平井 伸治
 副本部長 京都府知事 西脇 隆俊
 副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治
 本部長 43都道府県知事

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 「飛躍的増額」に向けた緊急提言

Ⅰ はじめに

新型コロナウイルス感染症の脅威は、国民の命と健康を危険にさらし、地方創生第一期に育ててきた国内外からの「ひと」の流れを止め、人々から「しごと」を奪い、「まち」の活力を失わせた。

国内のいたるところの、あらゆる業種で売上や受注の激減、生産活動の停滞、雇用不安等が生じており、経済状況はリーマン・ショックを越え、戦後最大の危機にある。

新型インフルエンザ特措法による緊急事態宣言の発令後、大きな苦痛を伴った国民の社会経済活動等の自粛の成果が表れ始めたことから、5月14日、同宣言の対象区域から、東京都や大阪府等を除く39県が解除された。

未だ同宣言の対象区域である8都道府県においても、一日も早く解除できる状況となるよう粘り強く対策を講じていくとともに、これまでの全国民の努力が水泡に帰さないよう、これまで以上に緊張感をもって感染症拡大防止に取り組みながら、社会経済活動の再開と回復を本格的に図っていく必要がある。

日本の活力を復活させ、感染症の脅威に打ち勝つ地方創生を実現するため、「新たな生活様式」を実践し、新型コロナウイルスと共生する「新たな日常」を作り上げていくという、大きな挑戦に全都道府県が果敢に取り組んでいかなければならない。

国の緊急経済対策に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）は、その取組を推進するために欠かすことのできない極めて重要な財源である。既に1兆円が予算措置されているが、リーマン・ショックを越える社会経済への影響に鑑みると、今後、効果的な対策を実施するためには、さらなる増額が必要である。また、度重なる大規模災害への対応とあわせて、財政調整基金を取り崩しながら財源を確保している自治体も多く、現実には非常に厳しい財政状況となっている。

今後、地方においては「新たな生活様式」を実践しながら、“命”と“経済”の両立に取り組んでいくため、多岐にわたる対策を打っていかなければならない。さらに、この危機をチャンスに転換し、新型コロナウイルスとの共生をめざしたデジタル・トランスフォーメーションをはじめとする社会変革の実現に向けた取組を加速させることも必要である。

臨時交付金については、全都道府県が、地域の実情に応じた事業を都道府県の判断により実施できるよう、年度間流用や基金造成なども含め、自由度の高い柔軟な制度とするとともに、その規模についても「飛躍的増額」が必要であることを強く要望しており、今回、各都道府県が活用を考えている具体的な事業を提示し、提言を行うので、国の第二次補正予算に反映いただくよう強くお願い申し上げる。

2 「飛躍的増額」の必要性

新型コロナウイルス感染症の影響は、未曾有のものであり、これを克服するためには、リーマン・ショック当時の経済対策と比較し、要件・金額など、下回ることがあってはならない。(ハード整備対象、総額 3.5 兆円など)

当時の経済対策として、平成 20 年度に「地域活性化・生活対策臨時交付金」(6,000 億円)、平成 21 年度に「地域活性化・公共投資臨時交付金」(1.4 兆円)、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」(1 兆円)、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」(5,000 億円)により地方への財政支援が実施された。

また、今般の感染症拡大による社会経済活動に与えた影響に鑑みれば、大都市部への過度な一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性を改めて認識した。この是正を図るためには、社会基盤を整え、国土強靱化に取り組み、地方の安全・安心を確保することが大前提になる。現在実施中の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」は、重要インフラの緊急点検の結果をふまえ、特に緊急に実施すべき対策を対象としており、依然として打つべき対策は数多く残っている。同様に地方創生を強力に推進するためのニーズの高いインフラ整備についても各地域に数多くあることから、その一部を前倒しするなど、国による支援を拡充し実施することが、感染症拡大により疲弊した地域経済の活性化に大きく資するものである。

さらに、感染症に打ち勝つとともに、将来の新しい成長の“芽”につなげるため、デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた、デジタル技術等の活用の加速化とそれを支える情報通信基盤の早急な整備が必須であることから、ハード・ソフトの両面を広く対象とする必要がある。

一方、地方創生は、従来から都道府県と市町村が連携し取り組んでおり、市町村に対しても、都道府県と同程度の交付金措置が必要である。

我々現代人が経験したことのない、新型コロナウイルスとの共生時代を乗り越えるために考えられる対策を確実に実施するために、臨時交付金の措置分 1 兆円から「飛躍的増額」をし、リーマン・ショック当時の経済対策を上回る最低でも総額 3 兆円以上となるよう交付金の追加措置を求めるものである。

そのため、当面は、予備費 1.5 兆円を充当し、第二次補正においては、最低でも 2 兆円の増額を行うとともに、合わせて、各地方自治体への配分に係る考え方を早急に示すことを求めるものである。

3 臨時交付金を活用して行う多岐にわたる地方の取組

(1) 感染症拡大防止及び医療・福祉サービス提供体制の一層の充実・強化

経済活動を再開させ、着実な回復を図っていくためには、感染の第2波、第3波に備えた医療提供体制の整備が不可欠である。医療提供体制が逼迫すると、再度経済を止めなければならないため、今般の感染症拡大の経験をふまえた防止策を徹底し、検査体制や医療従事者への配慮も含めた医療提供体制の充実を図る。

また、誰もが安心して福祉サービスの提供を受けることのできる体制づくりへの支援や、第2波以降の感染に備え、必要な物資の備蓄等を行う。

なお、本項に掲げる提言事項は、本来であれば「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（以下「包括支援金」という。）で措置すべき事項であるが、事業メニューや対象経費が限定されていることや、実情にそぐわない上限額が設定されており、柔軟な執行ができない制度となっている。このため、包括支援金の制度の早急な見直しと総額の確保をした上で、これらの事項が実施できるようにするべきであるが、仮に十分な措置がなされない場合には、臨時交付金が活用できるよう十分な措置を行うこと。但し、臨時交付金と包括支援金は、それぞれ別の目的を持って創設されたものであることから、増額はそれぞれについて行うことを求める。

[ハード対策]

- ・ 効果的な感染症拡大防止に向けた、新型コロナウイルス検査体制等の拡充・強化のための衛生施設の改修、検査機器等の購入への支援
- ・ 密閉空間での感染から医療従事者を守るため、帰国者・接触者外来における簡易陰圧装置等の整備への支援
- ・ 感染症に感染した妊婦及び出生児を受け入れる周産期母子医療センターの施設・設備の整備に対する助成
- ・ 世界各国の輸出制限に伴う供給不足に備えるため、国内での医療資材（防護服、医療用マスク等）の生産設備を導入する経費の支援
- ・ 企業等の感染防止、「新しい生活様式」を実践するための事業者の設備投資等への支援
- ・ 社会福祉施設等における感染防止に向けた施設改修や備品購入等に係る経費への支援
- ・ 新型コロナウイルスの重症患者を集中治療室（ICU）等で治療を行う医師等の感染リスクを抑えるため、集中治療室（ICU）又はそれに準ずる病床への前室付き陰圧室の整備への支援

[ソフト対策]

- ・ PCR検査体制の強化に向けて、都道府県からの要請に応じ、国の検査機器を活用して速やかに検査を行う支援体制の構築

- ・ 効果的な感染症拡大防止に向けた、検査試薬の購入、抗体検査をはじめとした検査費用の助成等検査体制の強化への支援
- ・ 特別支援学校等の臨時休業に伴い放課後等デイサービスにおける追加的に生ずるサービス提供や、休業要請に伴う放課後等デイサービス等の事業継続にかかる経費などを支援
- ・ 帰国者・接触者外来、医療機関、保健所等におけるマスク、ガウン等衛生資材の独自の調達や、要請に応じ事業者が増産した衛生資材の購入経費
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策チーム等の運営、保健所等への保健師や支援専門職員等の応援職員の派遣
- ・ 感染症患者に対応する医療従事者は、自身の感染に対する不安や恐怖を感じながら最前線で業務にあたり、また家族を含めて偏見や風評被害にさらされている状況にあることから、医療従事者に対する危険手当や同等の意味合いを持った協力金、ホテル等に滞在せざるを得ない場合の宿泊費助成など医療従事者への応援給付金制度の創設
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に従事する医療従事者に対し、特殊勤務手当の支給や妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員を新たに雇用した場合の費用を負担した医療機関に対して、財政的に支援
- ・ 感染症患者への入院治療を行う医療機関に対し、一般患者受入れ制限や一般病棟を感染症患者用に転用したことによる運営悪化分の補てんに要する経費の支援
- ・ 感染症患者を受け入れた医療機関への給付金制度の創設
- ・ 希望する全ての妊婦が自己負担なくPCR検査を受検できるよう、検査費用の助成制度の創設
- ・ 蔓延期に備えた病床確保のための空床補償について、国の単価と実勢単価の差額を支援
- ・ 感染拡大を防ぐため、従業員等の感染により一時的に閉鎖した事業所等に対し、事業の早期回復や継続に向けて実施するPCR検査や消毒等に要する経費に対しての支援
- ・ 第2波以降の感染拡大に備えた消毒液・マスクの備蓄や備蓄倉庫の確保
- ・ 保育所や放課後児童クラブ、児童養護施設等で働く職員等が安全で安心して業務に従事することができるよう、健康管理や業界団体等による広域応援派遣、事務補助スタッフの配置等の負担軽減や給与等の処遇改善など人員確保に必要となる経費への支援
- ・ 介護施設等社会福祉施設でのクラスター発生により、一層深刻となった人手不足の解消に向けて、介護福祉従業者等の勤務環境における安全・安心確保のため、感染防止対策の協力金や危険手当相当額の支給、給与等の処遇改善、発生時における介護福祉従事者等の宿泊施設の確保等、人員確保に係る措置への支援

- ・ 特定不妊治療について、感染症の影響による離職、休業等に伴う収入の減少や、感染に対する心理的負担により、治療の実施または継続が困難となる夫婦に対し、地方が独自に行う支援
- ・ 国内在住外国人の不安解消に向けて、多言語での新型コロナウイルス感染症関連情報の発信
- ・ 避難所における感染症拡大防止のため、感染症対策用品（マスク、消毒液、間仕切り等）の備蓄
- ・ 妊娠届出の提出を行った後、産前休暇までの間の休業手当の補償や雇用主において代替人員を確保するために必要な経費に対する助成
- ・ 第2波、第3波に備え、各都道府県の感染実態や第1波時の経験を踏まえた、迅速かつ徹底的な都道府県民の行動変容を促すための大々的な新型コロナウイルス感染症拡大防止のための啓発広報
- ・ 感染拡大防止等のため、保育所・放課後児童クラブ等が臨時休園・閉所等をしたことによる利用料の負担軽減等を行った場合に生じる経費や、保育等の場の確保に必要となる経費への支援
- ・ 学校における感染症予防対策（マスク、消毒液等衛生用品の配備、3密解消に係る取組）に係る経費への支援
- ・ 学校の臨時休業による児童生徒の学習の遅れを解消するため、教員の加配や学習指導員の追加配置に係る経費への支援
- ・ 長期に及ぶ学校の臨時休業に伴い生じる子どもたちの心のケア等に対応するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど専門家の配置等相談体制の強化に係る経費への支援
- ・ 休校、外出自粛、休業等により自宅で過ごす時間が増えていることや生活に対する不安等から増加が懸念される児童虐待・DVの相談窓口の周知等の経費への支援
- ・ 2人1室で利用している看護師学生寮を感染予防対策として、1人1室として利用することに伴い、寮の部屋の割り当てられない学生に対し、近隣の宿泊施設を借り上げる経費を支援
- ・ 障害者の移動支援や手話通訳派遣事業等に従事する者の処遇改善のための報償費等単価の引上げや感染症対策用品購入費用の支援

（2）「新しい生活様式」をふまえた社会経済活動の再興と再活性化

① 感染症拡大による経済的な影響が大きな中小企業等の事業の継続・雇用の維持や国民生活の下支えに向けた一層の支援

中小企業等を取り巻く経済環境がまだまだ厳しい中、業態転換等も含め、中小企業や個人事業主はもとより、法人の形態に関わらず事業者の経営が持続するよう支援し、雇用の維持を図り、国民の生活を全力で守る事業に取り組む。

[ハード対策]

- ・ 生産拠点の一国集中に伴う、マスクをはじめとする医療資材や工業製品の部品等の不足リスクの回避に向けて、生産拠点の国内・都道府県内回帰に係る設備投資のための支援
- ・ 多大な影響を受けた航空宇宙産業において、受注量に関わらず国際的な公的認証を維持し続けるために必要な審査費用への支援
- ・ 生産性向上や新商品・サービス創出を進める事業者の支援に向けたIoT等の機器導入や、サイバーセキュリティ対策のためのセキュリティアセスメント実施経費への支援
- ・ 小・中学校、高等学校、特別支援学校における夏休みの短縮や夏休み期間中の授業実施に向けた体育館、給食室及び工業科への実習室等へのエアコンやスポットクーラーなど空調設備の整備
- ・ 感染リスクが高い施設として使用制限要請の対象となっているスポーツジムやスポーツ教室の安全な再開に向けた感染防止対策や事業継続に向けた支援
- ・ 空き工場を活用して早期に生産ラインを再稼働しようとする企業に対する工場新設に要する経費の支援

[ソフト対策]

- ・ 公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の供給支援や住居確保給付金の財源確保、住宅ローンの返済猶予に関する金融機関への支援など、住まいに対する公的支援を充実
- ・ 休業要請等に協力した事業者に対する「協力金」等支援（再流行を想定した幅広い業種への対象拡大を含む）
- ・ 感染防止を図りながら、持続性ある事業を展開できるよう、中小企業におけるデジタル技術を活用したビジネスモデルや、「新たな生活様式」への対応として実施する業態の拡大・転換（テイクアウト等）に係る取組を促進するための助成
- ・ 学校の臨時休業に伴う、給食や修学旅行のキャンセル代等への更なる増額支援
- ・ 休業や分散登校など学校現場における感染症拡大防止に伴う給食休止により、販売先がなく処分せざるを得ない農産物等を転売する仕組みの構築やあっせんに要する経費への支援
- ・ 飲食店等の休業や人々の外出自粛等の影響を受け、需要の大幅低下により出荷できない水産物の需要創出やその支援
- ・ 都道府県で育成・振興してきた地域ブランド家畜（地鶏等）については、和牛同様に外食等の需要減退による影響を大きく受けており、その生産基盤を維持するため、需要創出や経営安定に対する経費を支援

- ・ 感染症拡大により大幅に悪化した経済状況下における雇用維持に向けて、雇用調整助成金の上乗せや市町村への支援、対象外事業主等への支給など、特例措置に要する経費への支援
- ・ 雇用調整助成金の申請等のサポートに要する経費への支援
- ・ 事業継続のための事業者の負担軽減措置としての港湾使用料等の減免
- ・ 廃業等経営の危機に直面する事業所に対して、創業を希望する第三者とのマッチングによる事業承継の支援
- ・ 経済状況の急激な悪化に伴う内定取消し等に対する大学生の不安解消に向けて、大学生の雇用相談センターの設置
- ・ 持続化給付金や雇用調整助成金等の対象とならない創業間もない事業者や創業準備段階にある事業者等への支援
- ・ 感染症の影響を受け、収入が著しく減少した中小企業等・個人事業主が営む事務所・店舗に係る家賃や事業継続に不可欠な事業用資産であるリース物件に係るリース料等の固定費への支援
- ・ 感染症の影響を受け、通常の教育・保育活動等に制限が生じている期間の学習支援及び発達に応じた学びの支援
- ・ 外出自粛に資することを目的に、消費者にポイント還元を行う飲食物の配達を代行する者への補助
- ・ 売上高が減少し、事業継続が困難となった中小企業等に対する後年度にわたる融資(利子補給、保証料補助)や支援ファンドの組成
- ・ 地方税の徴収猶予制度の特例の延長
- ・ 信用保証協会への損失補償に対する財政措置
- ・ 感染症による経営悪化を克服しようとする中小企業・小規模事業者が経営計画を策定し、実施する生産性向上や販路開拓の取組に対する支援
- ・ 前年同月に比べ売上の減少した中小企業が業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組に対し補助金を交付(施設整備等のハード対策を含む。)
- ・ 障がい者への就労支援の福祉サービスを維持するため、就労継続支援B型事業所における、工賃の減少分に対する助成や「新しい生活様式」に対応した新たな就労の取組に対する支援
- ・ “3密”による感染症拡大防止や「新しい生活様式」に対応した中小企業の採用活動及び学生等の就職活動のために実施する、Web合同企業説明会の開催や企業情報の発信機会の創出とその支援
- ・ 急激な経営環境の悪化に伴い増加しつつある、学生、留学生を含む失業者・求職者(内定を取り消された方を含む)等を対象とした雇用創出やその支援
- ・ 6月末に多くの派遣労働者が、契約期間が満了するため、引き続き就業できるよう雇用の確保にむけた支援
- ・ 感染症の影響により職を失った者を雇用した事業主に対する給付に要する経費への支援

- ・ 水産業・林業等において、外国人（中国人等）が雇用できなかったことから生じた労働力不足に対する従業員確保対策等への支援
- ・ 留学生を積極的に採用する企業のPR動画のWEB配信とWEB版合同説明会の開催
- ・ 外国人技能実習生等の受入れを行う監理団体と海外を結ぶWEB面接に必要な機器導入経費等の支援
- ・ 露地物に比べて、生産コストが高い施設型園芸（果樹や花き等）の事業継続のため、次期作に取り組む際に必要となる経費を支援
- ・ リーマン・ショック時のような基金を活用した雇用創出事業
- ・ 感染症の影響から生じた雇用の需給のミスマッチの解消に向けて、既に異業種間で進んでいる雇用のマッチングの仕組みをさらに促進し、休業者の雇用機会を創出するための新たなマッチングの仕組み「緊急雇用センター（仮称）」の設置やその支援
- ・ 保護者やアルバイト収入の大幅な減少により生活に困窮した学生の就学維持のための給付金制度等や給与支給型のインターンシップ制度の創設やその支援
- ・ 大都市圏バイヤーと地元メーカーとがオンライン上でマッチングする個別商談会の開催支援
- ・ ECサイト等におけるWEB上での地元産品販売促進フェアの開催支援
- ・ イベントの自粛要請や人々の外出自粛等の影響を受け、需要の大幅低下により出荷できない花きやつまものなど農畜水産物のネット販売などによる需要創出やその支援
- ・ ブランド牛の需要拡大を図るため、食肉市場でブランド牛を購入する事業者に対し、購入費用の一部を支援
- ・ 外出自粛等により、利用者が減少し経営環境の悪化した環境教育等も行う自然体験施設への財政支援措置
- ・ 文化施設や社会教育施設、スポーツ施設の運営など、公的なサービスの低下を招かないよう、外郭団体や指定管理者の減収等への対応
- ・ 外出自粛等により、利用者が減少し、経営が悪化した離島航路事業者をはじめとする公共交通機関等の維持・確保を図るための利用促進策の実施
- ・ 外出自粛等の影響により売上が大幅に落ち込んだ事業者が事業を継続できるよう、アンテナショップを活用したプレミアム商品券の発行等による販売支援
- ・ 住宅・非住宅・外構など木材建築におけるあらゆる分野での木材需要拡大策の支援
- ・ 建築需要低下により販路を失った原木をチップ等に流通転換するための経費補填等の支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う消費者の行動変容を踏まえ、各業態が構造改革を行うための産業戦略の作成やその実践に要する経費への支援
- ・ 公演の中止など大きな影響を受けた文化芸術団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成等のための支援

- ② 経済のV字回復など社会経済活動の再活性化に向けた一層の支援
 感染症拡大の収束後の経済のV字回復や地域の活力を取り戻すため、思い切った消費喚起や社会活動の再開により、官民を挙げたキャンペーンとして大規模な支援策を短期集中で展開するとともに、経済活動の基盤となる国土強靱化のための防災・減災対策などを実施する。

[ハード対策]

- ・ 観光施設やスポーツ施設、文化施設、自治体庁舎等その他の類する施設の換気設備導入やテレワーク設備導入、アクリル板設置等の感染防止設備に係る経費の支援
- ・ 空き工場を活用して早期に生産ラインを再稼働しようとする企業に対する工場新設に要する経費の支援
- ・ バス、タクシー等交通事業者の車輛や待合所等の感染防止設備の整備への支援
- ・ 飲食店・宿泊施設等の衛生設備等の整備に係る経費の支援
- ・ 感染拡大防止に向けた飲食店、旅館、ホテル等の施設改修への支援（多人数タイプの解消等）
- ・ 山、川、海など自然の中で体験をしながら、環境について学ぶことのできる自然体験施設は、近場の観光地として人気が高いことから、夏休みを控え、多くの人々が不安を感じることなく、安心して体験施設を利用できるように、“3密”を回避するための更衣室や食堂等の施設改修等に対する支援
- ・ 感染拡大収束後に需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜などの安定供給体制に必要な農産物加工処理などの施設整備への支援
- ・ 早期回復や増産等を見据え、研究開発や製品の品質向上等に取り組む事業者の支援に向け、工業系試験研究機関の試験・機器使用料等の減免に対する支援と工業系試験研究機関に新たな評価分析機器の導入に対する支援
- ・ 地方の安全・安心な暮らしの実現と経済の回復を加速させるため、国土強靱化に資する社会基盤整備の前倒しでの実施

[ソフト対策]

- ・ 商店街が賑わいを回復するために実施するイベントや、集客プロモーションに必要な経費の支援

- ・ 駅周辺の賑わい創出に向けた地場産品フェアやワークショップ、スタンプラリー等の活性化支援
- ・ 観光地の再建に向け、地域鉄道による旅行者受入れのための案内板の充実等の環境整備やレンタサイクルの使用料に係る支援
- ・ 市町村や観光協会等による、地域の観光資源を活用した周遊企画の取組などに対する支援
- ・ 観光協会等による宿泊施設の外観や部屋、料理、露天風呂などのプロモーション用画像の撮影やページの作成などの支援
- ・ 宿泊割引クーポンの発行や、旅行会社と連携した宿泊旅行商品の販売に対する支援
- ・ 観光事業者の経営を支援するため、宿泊代金前払いシステムを活用した宿泊事業者の資金確保支援や農家民宿・漁家民宿の観光客受入れに向けた情報発信等への支援
- ・ 「Go Toキャンペーン」の効果を高めるため、感染症の段階に応じて、近接する自治体間での広域連携も視野に入れた地域の魅力（例えば、自然が豊かで人口密度が低いため、“安全”なイメージ）を生かした観光誘客キャンペーンの実施
- ・ 都道府県内向け宿泊割引券の都道府県内コンビニ等の販売やフェリー割引乗船券の全国コンビニ等での発売に係る支援
- ・ 感染拡大収束後速やかに周遊観光を促すための市町村や観光協会等が行うグルメクーポンやガイドツアー等の造成、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光事業者の事業継続支援に向けた取組に対する支援
- ・ 旅行会社の宿泊旅行商品の販売支援や、オンライン宿泊予約サイトや福利厚生事業者を活用した「宿泊割引クーポン」の発行による宿泊施設への支援
- ・ オンライン体験予約サイトを活用した体験プログラムの販売促進等による観光事業者への支援
- ・ 感染拡大収束後の観光流動の創出や都道府県産品の売込み等を見据え、バーチャル技術やICT技術等を活用した国内外への情報発信
- ・ 博物館等の利用促進に向けた入館料の割引クーポン発行や特別イベントの開催など、集客のためのプロモーション活動に対する支援
- ・ 芸術団体が通常の公演時にチケット料の一部上乘せして感染拡大時の芸術家の収入支援の財源とする仕組みづくりへの支援
- ・ 大学や公設試験研究機関などの保有する技術シーズを活用して生産工程の自動化・高度化、新商品の開発などに取り組む中小・零細企業への支援
- ・ 観戦試合の中止により、収入が大きく落ち込んでいる地元スポーツチームの経営再建に向けて、販売チケットの割引など入場者増加支援
- ・ 全国高等学校総合体育大会をはじめ各種全国大会の相次ぐ中止に伴う、中学生・高校生の都道府県域での発表の場づくりやその支援

- ・ 感染症拡大を契機とした新たな価値（自然が豊かで人口密度が低いため、“安全”なイメージ）を生かした、ワーケーションや新しい着地型観光開発など、新しい観光スタイルを実現するための飲食店や宿泊施設等を対象としたプレミアム商品券付き旅行商品への助成
- ・ 大都市圏等での感染症の影響で需要が減少した農産物の消費拡大や販売促進キャンペーンに要する経費への支援
- ・ 首都圏のバイヤーが主催する地域産品販売フェアや成長産業分野に係る大規模展示会や見本市への出展に対する支援
- ・ 国内外の見本市に出展する中小企業等に対する出展費や商品開発費に対する支援、自社店舗におけるフェア開催経費に対する支援
- ・ 各産地組合が開催する地場産品フェアに対する支援
- ・ インバウンドの減少等で需要が停滞した地元産牛肉の販売促進を図るため、食肉市場における購買者への助成に要する経費への支援
- ・ 感染症の影響を受けた地元産農産物の輸出拡大を図るため、輸出に取り組む農業者等による海外展開に向けた取組に要する経費への支援
- ・ 感染症の影響を受けた生産者等が行う、地元産農産物を利用した6次産業化商品の開発や販売促進活動への支援

(3) デジタル・トランスフォーメーションの実現による明日への飛躍

「非接触」「非対面」等を前提とする「新しい生活様式」の常態化をめざし、進化したデジタル技術や情報通信基盤を活用した感染症の拡大防止や、テレワーク・リモートワークをはじめとする働き方改革、5Gを活用したイノベーションの創出など、デジタル・トランスフォーメーションを加速させる取組を実施する。

[ハード対策]

- ・ デジタル・トランスフォーメーションの実現に必要な光ファイバー網の整備や5Gの基地局整備の前倒し、ローカル5Gの導入支援
- ・ 感染症対応能力の強化に向けて、国内外の検査結果の情報共有や研究機関等の連携強化を図るため、検査・分析データが迅速に流通するよう、医療・検査現場でのデジタル化の基盤整備やその支援
- ・ 感染症の拡大防止に向けて、濃厚接触者追跡アプリの早急かつ広範な導入など、ICTの活用やその支援
- ・ 感染症の拡大防止に向けて、オンライン診療が可能となる医療設備の整備やその支援
- ・ 医療現場における医療従事者への感染防止や、飲食店やホテル等における非接触・非対面のサービスの提供を可能とする遠隔ロボットの開発・導入への支援
- ・ 企業の理解促進や関連機器の購入費助成など、企業等におけるテレワークの導入に向けた経費の支援

- ・ テレワーク等の環境における生産性の向上や業務継続性の確保を迅速に実現するためのシステム構築やその支援
- ・ 国が実施する民間企業のテレワーク導入を推進するための助成金に対する上乘せに要する経費支援
- ・ 障がい者雇用にあたりテレワーク導入を検討している企業に対し、専門家からのサポートや機器の無償貸出しによる支援
- ・ 社会福祉施設・学校・公共施設等の感染防止やオンライン面会、テレワークのための設備投資支援
- ・ 都道府県及び市町村所有施設の空き部屋を利用し、施設利用型テレワークを実施するためのサテライトオフィスの整備
- ・ 「新しい生活様式」の実践に向けて、観光施設やスポーツ施設、文化施設の交通系ＩＣカード等キャッシュレスの一層の導入及び日時指定予約や時間制来館者システムの導入促進に向けた支援
- ・ ＩＣＴ活用による今後の生産性向上に向けて、スマート農業の導入に要する経費への支援
- ・ 「小さな拠点」の「新しい生活様式」の実現への対応に要するＩＣＴ機器等の整備への支援
- ・ 「新しい生活様式」の実践により、今後需要が拡大すると見込まれる非接触・非対面の宅配事業を推進するため、“空飛ぶクルマ”の開発・実証への支援
- ・ 「新しい生活様式」の実践による需要拡大に対応した物流事業支援（倉庫のＩＣＴ活用による自動化、冷凍設備の増強等）
- ・ 分散登校や臨時休業中においても子どもの学びを保障するために小中学校及び高等学校等の学習用ＩＣＴ機器の整備、家庭向けに速やかな貸与等のオンライン授業環境の整備
- ・ 分散授業や複数クラス同時授業実施のための大型提示装置の設置や校内ＩＣＴ環境の整備
- ・ 工事、委託業務の立会いや協議を遠隔で実施できるリモート環境の整備やその支援
- ・ 電子図書館サービスの導入
- ・ 文化・スポーツ施設等への来館者の感染確認のための赤外線カメラや感染拡大防止のための会場内換気システム等の導入
- ・ 地方自治体の窓口における感染拡大防止に向けて、行政手続きのスマート化を推進、さらに、それを契機とした行政事務のデジタル化の推進
- ・ 最先端技術を活用した鑑賞環境の改善と文化施設の収益力強化を図るため、実際の鑑賞のみならず、コンテンツの配信等を活用した新しい鑑賞モデルの構築とその支援

[ソフト対策]

- ・ 効果的な感染拡大防止策の立案や効果検証に向けて、位置情報を活用した人流データ等ビッグデータの利用に要する経費への支援
- ・ 産地等を実際に訪れたような気持ちになれるリアリティある最新の映像情報技術等を活用したデジタルカタログ作成等を通して生産者や農林水産物の魅力発信を行う、オンライン型の生産者と事業者をつなぐマッチングシステムの構築やその支援
- ・ 地域内で利用者と飲食店、そして自分の好きな時間を使って宅配を行う個人ドライバーをアプリで結びつける、オンラインフードデリバリーサービスの実証への支援
- ・ 感染症拡大を契機としたテレワーク・リモートワークの飛躍的な拡大をふまえ、自然豊かで人口密度の低い地方への移住の拡大に向けたキャンペーンの実施
- ・ 海外への販路開拓に向けて、越境E C参入への支援を行うとともに、越境E Cを活用した新たなビジネスマッチングの手法の調査研究
- ・ デジタル時代に相応しい従業員・職員の育成・資質向上を図るため、人材育成の強化やその支援
- ・ オンライン教育を実施していくための教材やコンテンツ開発又は購入への支援
- ・ オンライン教育実施に向けた教員の研修や民間人材の教育現場への協力依頼に係る経費への支援
- ・ 「新しい生活様式」に対応した公共交通の運行（車輛改良、増便を含む効果的・効率的な運行）に係る検討・実施に要する経費への支援
- ・ タクシー会社やNPO法人が交通弱者対策、買い物弱者対策として実施する、中山間地域等における小規模宅配システムの構築に係る初期経費への支援

令和2年5月20日

全国知事会 会長 徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 地方創生対策本部 本部長
三重県知事 鈴木 英敬
全国知事会 地方税財政常任委員会 委員長
富山県知事 石井 隆一

「緊急事態宣言」の一部解除を受けて

本日、関西2府1県で「緊急事態宣言」が解除されたが、全国知事会では、一部地域での解除は、人の移動を引き起こし、再び感染が拡大しかねないことから、解除にあたっては、圏域の一体性に配慮するよう求めてきたところであり、評価できる。

全国知事会においては、残る「5都道県」での緊急事態宣言の解除、そして次なる「感染拡大の波」に備え、医療提供・検査体制の更なる充実に取り組み、感染防止と社会経済活動の段階的な引上げとの両立に向け、全力を傾注する決意である。

今後、国においては、今般の新型コロナウイルス感染症により顕在化した「大都市部への過度な人口集中」に伴うリスクを回避するため、「中央省庁の地方移転」、「企業の地方分散」、「地方大学の魅力化、定数増」など、大胆な「国家構造の転換」を速やかに検討いただきたい。

また、「地方創生臨時交付金」については、「緊急事態宣言」の延長や「新しい生活様式」の普及・実践に向けて、

- ・ 学校の長期休業に伴い、夏休み等における学習機会を確保するための特別教室や体育館への「空調設備の導入」及び、一人1台タブレットや通信費への支援など、オンライン教育への環境整備
- ・ 「デジタル・トランスフォーメーション」の実現に必要な光ファイバー網の整備や5G基地局整備の前倒し、ローカル5Gの導入支援
- ・ 出水期や台風シーズンを控え、医療資機材の備蓄や間仕切りの設置、換気設備の導入など、「避難所における感染症防止対策」
- ・ リーマンショック時のような基金を活用した雇用創出事業

など、ハード・ソフト両面での対応に、当面の予備費1.5兆円の充当及び2次補正予算の「飛躍的増額」を行うなど、最低でもあと「2兆円の増額」を求めるとともに、

「緊急包括支援交付金」についても、経営が逼迫している医療機関、医療従事者・社会福祉施設職員への財政支援や、今後予想される「感染拡大の第2波、第3波への備え」として、

- ・ ワクチンの早期実用化に向けた「大胆な資金投入」
- ・ PCR検査や疫学調査の体制強化
- ・ 感染爆発に備えた「ICU拠点の確保」など大都市圏の重症患者受入体制の構築など、当面の予備費及び2次補正予算での更なる対策の強化を求めたい。

令和2年5月21日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、緊急事態宣言解除の判断基準をはじめ、全国知事会の累次にわたる緊急提言等に真摯にご対応いただき、深く感謝申し上げます。

去る5月14日の39県に加え、5月21日に3府県の緊急事態宣言が解除され、残る5都道府県についても宣言解除を行うかどうかが喫緊の課題となっている。今月末をもって緊急事態宣言の期間が満了を迎えるが、次の感染の波に備えつつ、医療提供体制や検査体制の更なる充実に取り組み、同時に感染の防止と社会経済活動の段階的な引上げとを両立させていかなければならず、都道府県も政府と協働して全力をあげていく決意だ。

ついては、政府におかれては、以下の点について緊急に対策を講じられるようお願い申し上げます。

記

- 1 感染拡大に歯止めがかかりつつある中、緊急事態宣言の解除がされてくるものの、人との接触8割削減を目標とする宣言が継続された地域でも人出の増加が見られることから、国においても宣言継続地域における外出自粛の徹底を呼び掛け、地方空港における水際対策支援など、過度な「緩み」につながらないようにするとともに、解除後の感染状況に応じ許容される社会経済活動の段階的引き上げについての指針も示しつつ、新型コロナウイルス感染防止との調和を図る「新しい生活様式」の社会全体での普及・実践や店舗実態に即したガイドライン整備など、積極的に実効性のある対策を早急に講じること。
- 2 緊急事態宣言の解除の検討にあたっては、例えば大型連休後の状況等も踏まえて慎重に情勢判断を行うとともに、首都圏では県を越えた経済・社会面の密接な関係があり、一部を解除しても人の移動を引き起こして再び解除した地域にも感染が拡大しかねないことから、圏域の一体性に十分配慮して取り扱うこと。
- 3 次の感染の波に対処するため、秋冬のインフルエンザ流行等が重なり合う可能性も見据え、効果的かつ十分な感染者の早期発見・追跡・入院治療体制を再構築するため、世界をリードする特効薬・ワクチンの実用化、ガウン等の医療資機材の安定供給、各地域に必要な医療提供体制構築、抗原検査も含めた検査体制確立を図るとともに、新型コロナウイルス治療にあたる医療機関の経営や医療従事者の生活に支障が生じないよう特段の措置を講じ、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の飛躍的な増額や柔軟な運用、全額国費化を含め、国としても万全の支援を行うこと。

4 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、「協力金」への充当のほか、「新しい生活様式」への対応、休校に伴う必要となる特別教室等への空調設備の導入、災害時の避難所体制整備など、ハード・ソフト両面の需要が見込まれることから、当面は、予備費1.5兆円を充当するとともに、第二次補正においては、最低でも2兆円の「飛躍的増額」を行い、リーマン・ショック当時の経済対策を上回る最低でも総額3兆円以上とすること。

5 バス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策を国において責任をもって早急に講じるとともに、持続化給付金・雇用調整助成金等の迅速な給付に向けた体制を早急に拡充し、新たな補正予算編成等により、家賃補助の実現や雇用調整助成金の引上げ及び6月末までの緊急対応期間延長を行うほか、果実の価格低下等への農林水産業対策、大企業や中堅企業に対する資本注入等の経営支援など、経済・雇用対策を拡充強化すること。また、全国で緊急事態宣言が解除される時期を見据え、「Go To キャンペーン（仮称）」の実施時期や内容、地方の施策との有機的な連携策等も含め、地方への誘客促進策をはじめとした今後の経済活動の回復に向けた見通しと戦略を早急に示すこと。

6 今後の感染拡大期に備え、今までの知見を総括し、地域の感染ルートやクラスターが発生した施設の事例等を収集・分析し、早期発見・封じ込めに向けたPCR検査体制強化やビッグデータの継続的活用、疫学調査や健康観察等の法的担保措置など都道府県の統轄による実効ある感染症対策が可能となる保健所機能の体制強化、大都市ICU拠点整備などの強固な医療提供体制の構築等について、今回のコロナ禍の経験を今後活かすための方策を地方の現場の経験を踏まえ示すこと。

併せて、長期化すると見込まれるコロナ禍を乗り切る国・地方を通じた健全財政の確立を図るほか、長引く学校休業に鑑み、特に年度末の受験の時期について国の方針を早急に示すとともに、9月入学制について、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、各界各層を交えて骨太の議論をしっかりと行い、その結果を得ること。

令和2年5月22日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

本部員 43都道府県知事

「緊急事態宣言」の全面解除を受けて

本日、北海道及び首都圏1都3県で「緊急事態宣言」が解除されることにより、4月7日に我が国で初めて発令された「緊急事態宣言」が全面解除されることとなる。

まずは、最前線でご尽力されている医療従事者をはじめ、事業者や関係団体、国民が一丸となって、外出や都道府県をまたぐ移動の自粛、営業の休止、クラスターや院内感染対策など、感染症対策を徹底してきた成果であり、大きな痛みを伴いながらも、ご協力いただいた全国民の皆様にご心から感謝申し上げます。

今後は、第2波、第3波の感染防止策と段階的に社会経済活動を上げていくことを両立させるため、「新しい生活様式」やそれに基づく事業別ガイドラインに沿った活動を促す「WITH・コロナ」へとフェーズを変えていくこととなる。

国においては、5月27日に閣議決定する予定の国の「2次補正予算」において、全国知事会が強く要請してきた「新しい生活様式」の定着や、地域の実情に応じた事業者や生活支援に資する「地方創生臨時交付金」や「緊急包括支援交付金」の「飛躍的増額」、想定外の事態に臨機応変に対応するための国の予備費の「大幅な増額」など、早急に具現化されることを期待する。

また、今後想定される「感染拡大の第2波、第3波」に備え、今までの知見を総括し、地域の感染ルートやクラスター発生施設の事例収集をはじめ、

- ・ ワクチンの早期実用化に向けた「大胆な資金投入」
 - ・ 早期発見、封じ込めに向けた「検査体制の強化」やビッグデータの継続的活用
 - ・ 「保健所機能の体制強化」を図るための疫学調査や健康観察等の法的担保措置
 - ・ 大都市部での「ICU拠点整備」など、強固な医療提供体制の構築
- など、今回のコロナ禍の経験を今後に活かすための方策を国は早急に示していただきたい。

さらに、「解除後」の感染状況に応じ許容される社会経済活動の指針を示しながら、「WITH・コロナ対策」として、

- ・ 「新しい生活様式」の普及・実践に向けた店舗実態に即したガイドラインの整備
- ・ 「Go To キャンペーン」の実施時期や内容など、今後の観光誘客促進策の提示
- ・ 学校の長期休業に伴う、年度末の「受験の時期」の明示や、「9月入学制」に向けた各界各層を交えた骨太の議論や、

今後の経済活動の「反転攻勢」に向けた戦略を示しながら、

- ・ 大企業や中堅企業に対する資本注入などの経営支援
 - ・ 国の責任における「地域公共交通機関」の維持・存続に向けた対策
 - ・ 「雇用調整助成金」の緊急対応期間の延長
- など、更なる対策の強化を求めたい。

緊急事態宣言の全面解除は、「終わり」ではなく「WITH・コロナ時代」のスタートであり、全国知事会は、今後、感染防止と社会経済活動との両立を図るべく、47都道府県の叡智を結集し、国と心を一つに、全力を傾注していく決意である。

令和2年5月25日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

新型コロナウイルス感染症に伴う 更なる地域経済対策に向けた緊急提言

新型コロナウイルスの感染者数はようやく減少の兆しを見せ、5月25日、国は全都道府県の緊急事態宣言の解除を行ったものの、宿泊・旅行業、飲食業をはじめとしたサービス業を中心に消費が著しく減退し、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減による販売や生産の落ち込みなど、波及的効果も影響して様々な業種に極めて深刻な経済的影響が発生している。労働者の収入減や、有効求人倍率の低下、失業率の増加など、さらなる消費停滞の悪化スパイラルが現実化しており、事業と雇用を守るための速やかな事業者支援は喫緊の課題である。また、今後は、感染の防止を徹底しつつ早期のV字回復を目指し、観光・飲食・イベントなど大幅に落ち込んだ消費の徹底した需要喚起を図らなければならない。

新型コロナウイルスを根絶させることは当面難しいという前提の下、安全な医療体制を確保して感染拡大防止を図りながら経済と日常生活の復活を目指す新たな闘いが始まる。社会全体で「新しい生活様式」を取り入れ、既成概念にとらわれず「ピンチをチャンス」に変えて、「コロナに負けない」新たな日本を築くため、これまでの働き方を大きく変え、労働生産性を上げていかなければならない。

さらには、将来にわたって他の先進国との競争力を維持していくため、デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速化や、新しいビジネスモデルの創発も積極的に推進することが不可欠であり、そのための既存の法律・制度の大胆な規制緩和も必要である。

ついでに、次の項目を踏まえ、大きな影響を受け続けている中小企業・小規模企業、農林漁業者などへの更なる支援を重点的に行うことを強く求める。

1. 経済・社会活動の回復に向けたコロナ対策の徹底について

緊急事態宣言解除後においては、医療体制を十分確保しながら、感染拡大防止の徹底を図るとともに、経済・社会活動の回復をバランスよく両立させていかなければならない。そのためには、国民の感染への理解を深め不安を除くことが重要であり、PCR検査体制をさらに充実させ、検査実施件数を大規模に増やし、その対象も拡大することにより、早期に感染者を発見、接触者を徹底的に調査して感染を囲い込むなど、積極的感染拡大防止戦略への転換を図ること。

2. 事業継続・雇用維持について

- (1) 都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化も懸念され、地域経済を支える企業の事業継続を維持する必要があることから、融資上限の引き上げや無利子期間の延長、人員などの体制強化や審査の簡略化など支援制度の更なる拡充を講じるとともに、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償について、財政措置を行うこと。また、国に先行して実施した制度融資に係る利子及び保証料の補給についても、国の補助対象とすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞のため、離職を余儀なくされた労働者に対して、今後の雇用情勢に鑑み、雇用機会を緊急に創出するなどの雇用対策を実施する必要がある場合には、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、リーマンショック時に設けられた雇用創出基金を創設すること。
- (3) 持続化給付金については、
 - ・ 総額を増額させ、売上げ・支給要件の緩和や事業所単位での支給を行うこと。
 - ・ 中小法人等と同等の任意団体やフリーランスなど対象者の大幅な拡充を図ること。
 - ・ コールセンター等の相談体制及びオンライン以外の手続きも含めて受付体制を充実させること。特にオンライン以外の受付体制の整備にあたっては、都市部だけでなく中山間地に所在する事業者にも利用しやすい体制とすること。
 - ・ 大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となる制度となるよう複数回支給すること。
 - ・ 就労継続支援事業所の運営法人に対しては、持続化給付金の算定基準となる事業収入に自立支援給付費（訓練等給付費）を含めないこと。
 - ・ 創業間もない事業者への支給額の増額や早期の支給を行うこと。
- (4) 一定規模以上の中堅企業については、持続化給付金等の支援策ではその規模から事業継続が困難になるケースも考えられることから、資本金の出資など、支援策の充実を図ること。

- (5) 雇用調整助成金については、助成の対象である休業手当に関する制度をはじめ、制度全般の理解促進を図るとともに、速やかに事業者に支給できるよう持続化給付金のような定額支給を導入することや、申請手続きの更なる改善、上限額や助成率の引上げ、対応期間の延長、申請窓口の体制強化を図ること。
- また、上限額引上げ後は、従来の上限額8,330円との差額について遡及給付を行うこと。
- (6) 国で検討されている休業者に対して直接給付金を支給する制度について、迅速な支援を行うため、早期に創設するとともに、制度の詳細を示すこと。
- (7) 地域企業再起支援事業については、事業実施主体への自己負担の義務要件を外すとともに、自己負担分に対する市町村の継ぎ足しを可能とするなど、地域の実情に合わせた対応ができるようにすること。
- (8) 収入が減少した事業者にとって、家賃や卸売り市場の施設使用料、固定資産税などは固定費として大きな負担であり、特に売り上げ規模に対し、設備負担の大きな事業者等の事業継続の障壁となっていることから、業種や賃貸・所有を問わず影響を受ける事業者を対象に、固定費負担を軽減するための給付金などの支援制度を早急に創設すること。
- (9) 入国拒否等の措置による労働力不足対策として、国内に在留する外国人技能実習生が特定技能1号へ円滑に移行できるよう、雇用者が行う住居確保のための建・改築費や賃貸費、在留資格変更手続きにかかる行政書士等への依頼料の負担の軽減等を図ること。また、一時帰国中の外国人技能実習生について日本への入国制限が措置されている場合は、その間の社会保険料を全額免除とすること。

3. 農林水産業への支援について

- (1) 肉用牛、花卉、魚介類などの品目を中心に急激に価格が低下しており、生産者の経営が悪化している状況を踏まえ、国として需要喚起に向けた取組を積極的に進めるとともに、肉牛用経営安定交付金制度（牛マルキン）の交付金の補てん割合の拡充や加工品を含めた全国的な消費宣伝対策の実施など、生産者及び加工者に対して事業が継続できるよう十分な水準の支援を行うこと。

- (2) 農林水産物価格の大幅な下落等の影響を受け、経営が悪化した農林水産業者に対して、借入金の償還期間の延長等の支援措置を講じること。また、農業者の収入減少を補填する収入保険制度について、現在、青色申告による収入金額を求められている5年間を短縮して多様な生産者の加入を誘導するとともに、令和3年の基準収入の算定にあたって、令和2年分の収入に「収入上昇特例」を適用するなどの弾力的運用を図ること。あわせて、漁業共済制度については、落ち込んだ令和2年度分の生産金額・漁獲金額を除外するなど、共済限度額の算定にあたり弾力的運用を図ること。
- (3) 輸入に頼っている肥料、農薬、種苗、飼料等の農業用資材の確保が困難となり、在庫不足による価格上昇が想定されるため、原料調達先について既存のルート以外の検討を行うとともに、安定的な供給に向けた国内生産力の強化などの支援を行うこと。
- (4) 木材需要の低下による素材の受け入れ制限など、林業事業者の経営継続に影響が生じてきていることから、原木保管や輸送費用の支援、素材価格の安定化など素材生産業の継続を支援するとともに、公共建築物をはじめとする非住宅分野の木造化・木質化の推進などの木材需要の拡大を図ること。
- (5) 酒類の需要減に伴い、酒造好適米やワイン用ぶどう等の購入量が減少することが見込まれることから、例えば、醸造用玄米を水田活用の直接支払い交付金の加工用米及び新規需要米の対象とするなど他用途への変更など需給の安定に対する取組を支援するとともに、変更に伴う価格差への支援などを講じること。さらに、引き続き、酒類の国内消費拡大対策や海外への輸出促進対策等により需要喚起を行い、農家の経営安定化策を講じること。
- (6) 外食事業者等の需要の減少により、業務用米の販売数量が落ち込み、これに伴う急激な米価下落が懸念されることから、新たに米の政府買い入れによる市場隔離を実施するなど、主食用米の価格安定に向けた対策を講じること。
- (7) 農林水産物の輸送にあたり、航空便の大幅な減少により高騰した航空運賃を販売価格に転嫁せざるを得ない状況が起き、販売に支障が生じていることから、輸送にかかる増嵩経費を支援するなどの支援施策を講じること。
- また、毀損した輸出商流の早期回復を図るとともに、需要回復時の輸出拡大に向けた対策等を講じること。
- (8) 果実に関する政府の価格安定制度がないため、果実価格の下落はそのまま農業者の収入減少となり、再生産の確保が困難になることが危惧されることから、果実の緊急価格安定対策を講じること。

- (9) 国産農林水産物等販売促進緊急対策について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンド需要の減少によって影響を受けた水産物に限定するのではなく、同感染症によって消費減退の影響を受けている全ての水産物を対象とすること。

4. V字回復に向けて

- (1) 「新しいビジネスモデル」や「新しい生活様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や就職支援など、引き続き積極的に支援を行うこと。
- (2) アフターコロナの「新しい生活様式」へ対応するため、このたび取組が進んだオンライン授業やテレワーク、規制緩和が進んだオンライン診療などの導入をさらに全国に普及させるべく、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、判子文化を見直し電子署名を可能とするなどの規制改革を進め、デジタルトランスフォーメーション（DX）を本格的に加速すること。
- (3) DXの本格的な加速に必要な第5世代移動通信システム（5G）について、早期の整備を促進すること。また、5Gの基地局整備は、都市部に集中している状況であり、今後、収益性の高い都市部で先行して、地方が後回しになることのないよう、都市と地方の共生に向け、5G基地局設置の前提となる光ファイバ網の整備について、大都市以外の地域への国庫補助事業の拡充や、自治体負担への地方財政措置など、万全な対策を講じること。
- (4) 組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどの雇用関係によらない働き方や、テレワークを活用したワーケーション、店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネスモデルを進めるため、働き手が円滑に働くための環境整備を進めるとともに、必要な労働法制や社会保障制度の改正を検討すること。
- (5) 「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の制度設計に当たっては、自然災害や今回のような感染症などのリスクを大きく分散し、サプライチェーンの多元化が図られるよう配慮すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、観光関連産業や飲食・サービス業等では、観光客の減少やキャンセルが相次ぐことによる減収や倒産等が発生し、地域経済への影響が生じていることから、中小企業・小規模企業者への支援や雇用対策等に努めること。

また、外国人観光客の不安解消のため、新型コロナウイルス感染症に関する情報について、外国語対応を含めて迅速に分かりやすく提供するとともに、多言語による相談体制の強化等にも努めること。

さらに、感染が一定程度収束した段階においては、宿泊や各種交通機関の利用に伴う経費の補助を含む、例えば「ふっこう割」のような制度の創設や高速道路料金の無料化・低廉化など、国内外からの観光需要回復を図るための措置を大胆かつ迅速に講じること。

その際、全国各地で感染拡大による被害が発生していることを踏まえ、補助等の支援の効果が特定の地域に集中し、必要な地域に行き渡らないことのないよう、制度設計に配慮すること。

(7) 「Go To Eat キャンペーン」の実施にあたっては、オンライン予約サイトの登録料やシステム運用等が大きな負担とならないよう運営会社に働きかけること。

令和2年5月25日

全国知事会 会長
徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 農林商工常任委員会委員長
広島県知事 湯崎 英彦

感染拡大防止に向けた店舗等用ポスターテンプレートの提供

1 事業概要

「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」に賛同し、感染拡大を予防する生活様式の定着に取り組む事業者を応援するため、関西広域連合オリジナルのポスターテンプレートを提供し、店舗等での活用を促進する。

2 提供方法

- (1) 感染拡大を予防する典型的な行動様式について、昼間営業の店舗等を想定したマスコット等を使用したバージョンと、夜間営業の店舗等を想定した文字のみのバージョンのテンプレートデータを構成府県市に提供する。
- (2) マスコット等を使用したバージョンは、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の大会マスコット“スフラ”を使用したパターンと、各構成府県市のマスコット等の使用を想定したパターンの計2パターンのテンプレートデータを提供（別紙参照）。
- (3) テンプレートデータを元に、構成府県市ごとのポスターを作成のうえ、各構成府県市及び関西広域連合ホームページにてポスターデータ（PDF）を掲載・提供し、事業者が自由に印刷し、店舗等で活用できるようにする。
- (4) 文例や色彩はテンプレートデータ等を参考に、構成府県市が定めるものに限る。

3 ポスターテンプレート（案）

- (1) マスコット等使用バージョン（昼間営業の店舗等での使用を想定）



- (2) 文字のみのバージョン（夜間営業の店舗等での使用を想定）

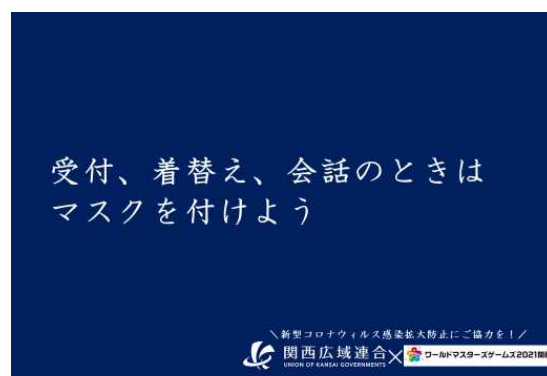


(参考) 感染拡大防止の行動様式別テンプレート集 (案)
 [ワールドマスターズゲームズ 2021 関西版]

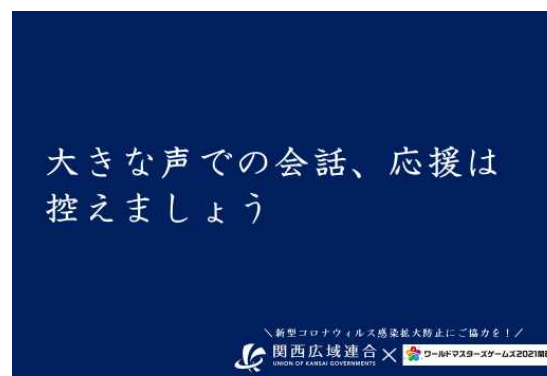
1 新型コロナ対策実施中



2 マスク着用のお願い



3 大きな声での会話、応援自粛のお願い

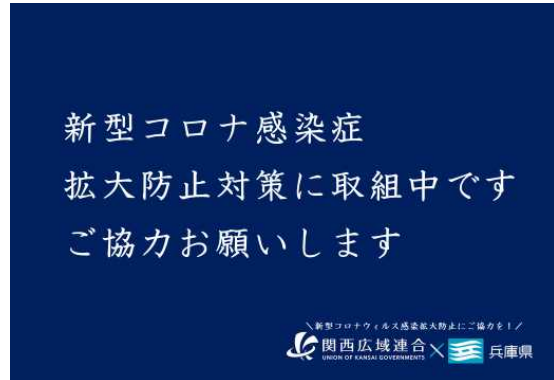


4 ソーシャルディスタンス



[各府縣市版] ※兵庫県を例に作成

1 新型コロナ対策実施中



2 食事の前に手洗い・消毒のお願い



3 換気中のお知らせ



4 おしゃべりは控えめに



- ・ 下部等に、関西広域連合と構成府県市の府県市名を記載。
- ・ 府県市名の前に各構成府県市のシンボルマークを使用し、関西広域連合と構成府県市のコラボマークには、各構成府県市のシンボルマークに含まれる色等を使用。

令和2年5月28日
本部事務局
広域防災局

「関西・外出しない宣言」の周知結果

国による緊急事態宣言を受け、関西広域連合では新型コロナウイルス感染症対策のため、4月8日に府県を越えた移動等の自粛を求める「関西・外出しない宣言」、4月23日には、大型連休中の外出自粛を求める「関西・GWも外出しない宣言」を、事業者の協力を得て、以下のとおり周知した。

1 関西広域連合

区分	広報媒体	協力事業者等
企業	関西経済連合会によるメール周知	関西経済連合会
道路	パーキングエリアに掲示、チラシ配布	西日本高速道路株式会社
	パーキングエリアに掲示、チラシ配布	本州四国連絡高速道路株式会社
	パーキングエリアに掲示	阪神高速道路株式会社
	道路情報電光掲示板（高速道路）	
集客 施設	神戸ハーバーランド・ モザイク大観覧車（文字表示）	三菱倉庫株式会社、株式会社タクト （神戸市港湾局協力）
	神戸・三宮センター街 ビジョン	神戸・三宮センター街1丁目商店街振興組合
	充電ポート「ChargeSPOT」ビジョン	神戸市広報課協力
SNS	関西広域連合（Facebook・HP）	関西広域連合



【神戸ハーバーランド・モザイク大観覧車（文字表示）】



【神戸・三宮センター街 ビジョン】

2 各構成団体

- ・テレビ・ラジオCM、テレビ・ラジオ番組内での呼びかけ
- ・地下鉄各駅での広報
- ・新聞記事掲載による周知
- ・道路情報電光掲示板による周知
- ・SNS（Facebook・HP・Instagram・LINE・アプリ・メールマガジン）の活用